

[改訂] 福井市都市計画マスタープラン

(分野別構想)

第1章 分野別構想について

第2章 分野別の方針

構 成

全 体 構 想

序 章 都市計画マスタープランとは	3	
第1節 都市計画マスタープランの役割と位置づけ	3	
第2節 都市計画マスタープランの目標年次と対象範囲	5	
第3節 都市計画マスタープランの構成と内容	5	
第1章 現況と課題	6	
第1節 状況の変化と現況	6	
1. 改訂の背景	2. 現状と動向	3. 市民意識調査
4. 都市計画マスタープラン(平成12年3月策定)の評価	5. 人口、世帯数の将来推計	
第2節 都市づくりの課題と対応	18	
1. 都市づくりの課題の見直し	2. 改訂都市計画マスタープランにおける課題と対応	
第2章 都市づくりの目標	26	
第1節 都市づくりの理念	26	
第2節 目指すべき都市の将来像	27	
1. 将来都市像	2. 目指す都市づくりのイメージ	
第3章 目標の推進方針	30	
第1節 4つの視点ごとの推進方針と先導施策	30	
第2節 4つの視点からみた将来の都市の姿	48	
第4章 都市計画マスタープランの実現に向けて	50	
第1節 市民と行政の協働による都市づくり	50	
1. 協働による都市づくりの考え方	2. 市民、企業、行政の役割分担	
3. 協働の都市づくりの進め方	4. 協働の都市づくりの実現手法	
第2節 都市計画マスタープランの評価・見直しの方針	56	
1. 計画的な進行管理の基本的な考え方	2. 評価・検証の実施方針	

分 野 別 構 想

第1章 分野別構想について	2	
1. 分野別構想の役割	2. 分野別の方針の策定経緯	
第2章 分野別の方針	3	
第1節 土地利用の方針	3	
1. 土地利用の基本的な考え方	2. 土地利用の類型化と配置方針	
3. 土地利用の整備・誘導方針		
第2節 交通体系整備の方針	11	
1. 交通体系整備の基本的な考え方	2. 公共交通機関の機能強化の方針	
3. 歩行者空間の整備方針	4. 自転車利用空間の整備方針	
5. 道路の配置・整備方針	6. 市街地中心部における円滑な道路交通環境の実現方針	
第3節 都市環境形成の方針	22	
1. 環境形成の方針	2. 景観形成の方針	
3. 公園・緑地の整備方針	4. 河川の整備方針	5. 下水道の整備方針
第4節 身近な生活空間づくりの方針	31	
1. 防災都市づくり	2. 住み良い環境づくり	3. 福祉、健康のまちづくり
第5節 新たな交流・連携づくりの方針	39	
1. にぎわい交流の拠点づくり	2. 市街地と周辺農山漁村地域との交流づくり	
3. 歴史のみえるまちづくり	4. 観光まちづくり	

地 域 別 構 想

第1章 地域別構想について	2			
1. 地域別構想の役割	2. 地域別まちづくり方針の策定経緯	3. 地域区分の考え方		
第2章 地域別まちづくり方針	4			
1. 市街地中心部	2. 市街地東部	3. 市街地北東部	4. 市街地北部	
5. 市街地北西部	6. 市街地南西部	7. 市街地南部	8. 南東部	
9. 北部	10. 北西部	11. 南西部	12. 西部	13. 東部

目 次

第1章 分野別構想について	2
1．分野別構想の役割		
2．分野別の方針の策定経緯		
第2章 分野別の方針	3
第1節 土地利用の方針	...	3
1．土地利用の基本的な考え方		
2．土地利用の類型化と配置方針		
3．土地利用の整備・誘導方策		
第2節 交通体系整備の方針	...	11
1．交通体系整備の基本的な考え方		
2．公共交通機関の機能強化の方針		
3．歩行者空間の整備方針		
4．自転車利用空間の整備方針		
5．道路の配置・整備方針		
6．市街地中心部における円滑な道路交通環境の実現方策		
第3節 都市環境形成の方針	...	22
1．環境形成の方針		
2．景観形成の方針		
3．公園・緑地の整備方針		
4．河川の整備方針		
5．下水道の整備方針		
第4節 身近な生活空間づくりの方針	...	31
1．防災都市づくり		
2．住み良い環境づくり		
3．福祉、健康のまちづくり		
第5節 新たな交流・連携づくりの方針	...	39
1．にぎわい交流の拠点づくり		
2．市街地と周辺農山漁村地域との交流づくり		
3．歴史のみえるまちづくり		
4．観光まちづくり		

第1章 分野別構想について

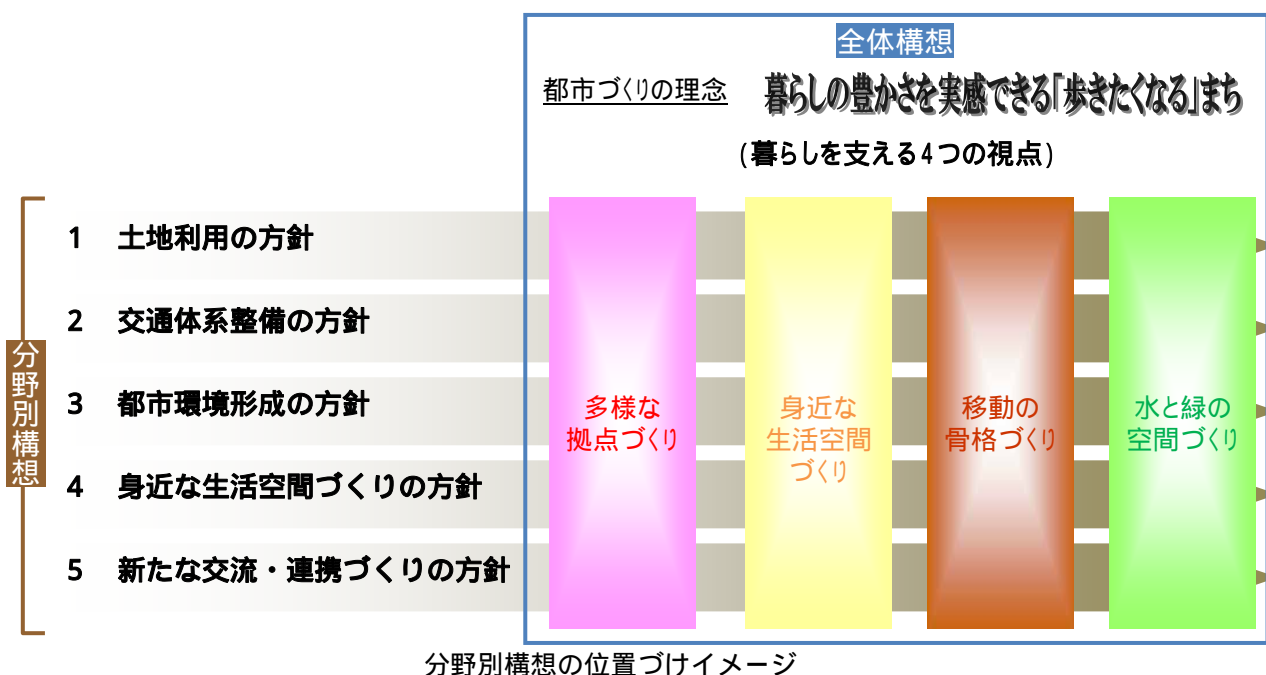
全体構想の都市づくりの方針を受けて、総合的かつ計画的に都市づくりを進めていくため、土地利用、交通体系整備、都市環境形成、身近な生活空間づくり、新たな交流・連携づくりについて、それぞれ分野別の方針を定めます。

1. 分野別構想の役割

分野別構想は、都市を構成する土地利用や交通体系などの分野ごとに都市づくりの基本的な考え方や整備方針などを明らかにすることにより、全体構想で掲げる都市づくりの将来都市像の実現に向けた具体的な取り組みを共有することを目的としています。

分野別構想は、全体構想では分かりにくい個別分野ごとのまちづくりの考え方を示すものであるため、特に行政内においては、都市計画マスタープランの考え方を踏まえて個別の計画を立案したり、各種施策を実行したりするなど、関係各課の相互の連携を高め、総合的に都市づくりを推進していく指針として活用していきます。

また、市民の方々にとっては、興味のある分野や身近なまちづくりのテーマとして考えていることを、用途に応じて必要な視点から確認いただくような使い方を想定しています。



2. 分野別の方針の策定経緯

分野別の方針を定めるに当たっては、都市計画マスタープラン策定委員会に、庁内関係各課を構成員とした作業部会を設置しました。

関係各課が所管する個別計画や具体的な施策の現状を把握しながら、全体構想や地域別構想の取りまとめに合わせて、総合的かつ計画的に都市づくりを推進する視点から、個別分野ごとに基本的な考え方や整備方針を調整し、分野別の方針として共有すべき考え方を整理しています。

第2章 分野別の方針

第1節 土地利用の方針

1. 土地利用の基本的な考え方

）自然環境の保全と活用

- ・農地、山地丘陵地、海岸などの優良な自然環境を計画的に保全するとともに、水害や土砂災害、暴風などの災害から人命や財産を守るため、適正な維持管理に取り組みます。
- ・これらの豊かな自然環境は、農山漁村部における地域活力を創造し、交流を育むための貴重な資源として、積極的に活用します。

）環境負荷の軽減

- ・物的、人的な移動がコンパクトに完結するよう、現在の市街化区域の規模を原則維持するとともに、都市機能の適切な集積を図ることにより、都市活動に伴う環境負荷の軽減に配慮します。
- ・徒歩や自転車、公共交通機関で容易に繋がる生活スタイルの確立など、地球環境に過大な負荷を与えない土地利用の実現を目指します。

）都市施設と連動した拠点的土地利用の推進

- ・住宅地、商業地、工業地などが、交通ネットワークや主要な公共公益施設と連携して、機能的な都市活動の展開が図れるようにします。
- ・「歩く」視点に立ったまちづくりの実現に向けて、市民の身近な生活を支えるための店舗や行政サービス、公共交通の拠点等と連携した「地域拠点」を位置づけ、日常生活を支える機能の誘導に取り組みます。
- ・公共交通機関と連携し、幹線軸沿線への住居機能などの誘導を促進します。

）地域のきめ細かな土地利用の誘導

- ・地域の地形条件、歴史や文化、これまでのまちづくりの経緯、住民の意向などを踏まえつつ、地区計画などの都市計画制度を積極的に活用し、きめ細かな土地利用の誘導を図ります。

住宅系の土地利用については、中心部から郊外へ、また「地域拠点」からその周辺へいくほど低密度化と専用化を図ります。なお、中心部においては、商業・業務施設との共存をめざした都心居住のための土地利用を誘導していきます。

商業・業務系の土地利用については、周辺の土地利用や道路交通環境に著しく影響を与える大規模な集客施設を中心部に適切に誘導するなど、中心部と郊外部との適切な役割分担を図ります。

工業系の土地利用については、工業生産活動の増進、公害の発生の防止等を勘案しつつ、既存の集積を活かしながら規模、業種等が適切に配置された工業地の形成を図ります。

2. 土地利用の類型化と配置方針

）基本的な考え方

土地利用の基本的な方針に基づき、「都市環境創造区域」と「自然環境共生区域」に大別します。

「都市環境創造区域」は、「ゆとりの住宅地ゾーン」をはじめとする8つのゾーンを計画的に配置し、また、「自然環境共生区域」は、地域の特性に応じて3つのゾーンに区分し、適切に土地利用の誘導を図ります。

都市環境創造区域	<p>多くの人々が共同しながら、効率的かつ計画的に生活の場としていくために市街化を図る区域を都市環境創造区域として位置付けます。</p> <p>都市環境創造区域は、現在の市街地規模を維持しつつ、道路や公園などの優れた都市基盤ストックを活かしながら、住居、工業、商業の各用途地域と都市機能を適正に配置し、水と緑あふれる環境の負荷が少ない都市づくりを進めます。</p>
自然環境共生区域	<p>市街地周辺に広がる一団の農地や森林、海岸など、人々が関わりあいながら、生活に必要な農林水産物、癒しや健康・レクリエーション、環境教育の場を提供する区域を自然環境共生区域として位置付けます。</p> <p>越前加賀海岸国定公園を含む海岸部は、日本海沿岸独特の景観を呈しており、今後とも自然景観の維持・保全を図ります。また、豊かな山林や田園は水源涵養の場や、災害を未然に防止する視点から、さらには地産地消・安全な食の供給の場として、市街地との積極的な連携・交流を進めながら適正に管理・活用し自然環境を保全していきます。</p>

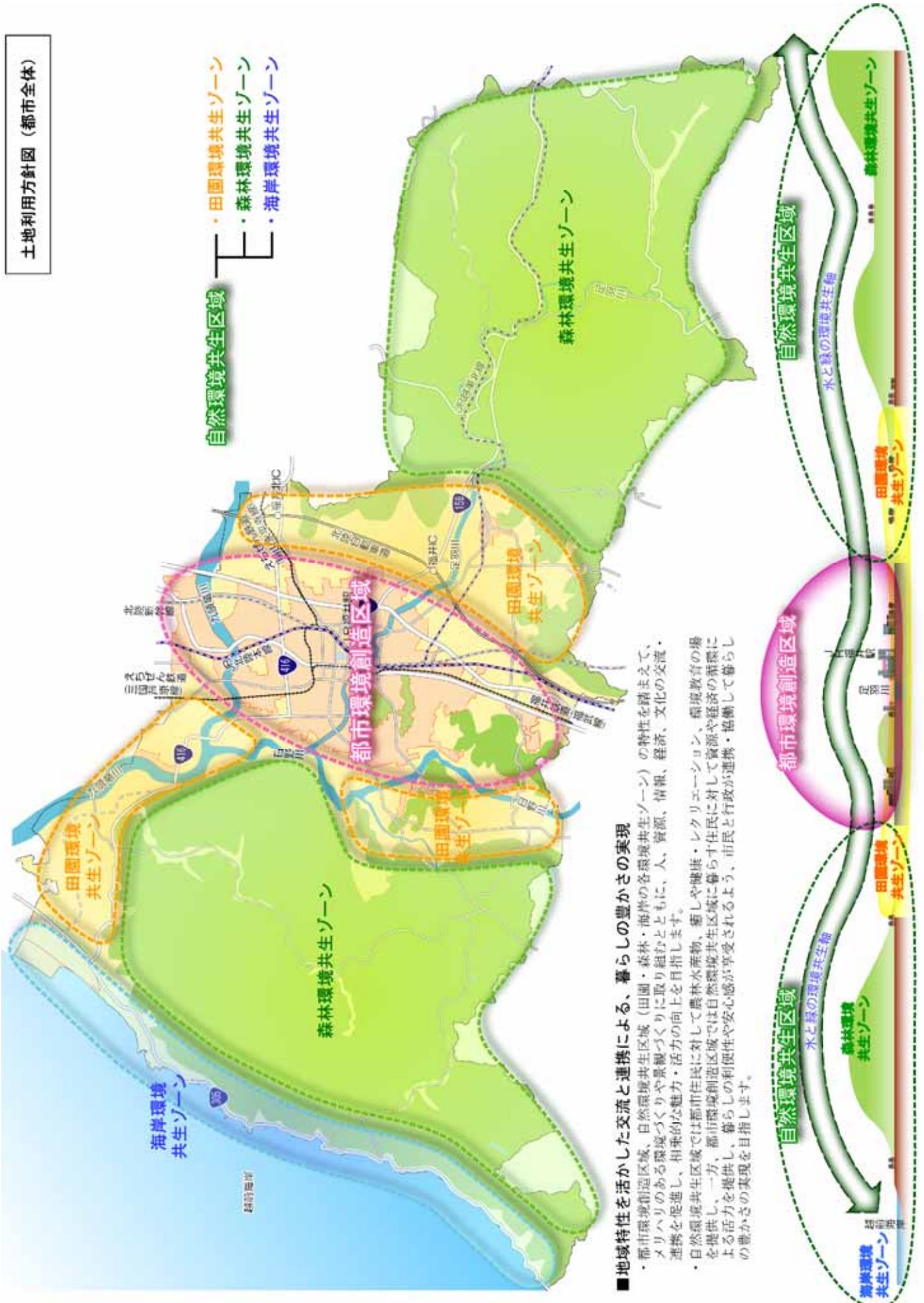
）都市環境創造区域

ゆとりの住宅地ゾーン	<p>幹線道路や工業系ゾーンに接していない主に市街地の縁辺部の住宅地は、戸建て住宅を中心として、身近に公園や日常生活を支える店舗併用住宅などがある緑豊かでゆとりある住宅地の形成を図ります。</p> <p>統一感のある住宅地景観の形成、徒歩や自転車が優先された安全でゆとりある生活空間の確保に努め、やすらぎや憩いが感じられる落ち着いた住宅地づくりを目指します。</p>
複合市街地ゾーン	<p>概ねまちなか市街地ゾーンを取り囲む市街地は、戸建て住宅や共同住宅を基本として、日常的な暮らしを支える中小規模の日常生活品店舗や銀行、事務所、工場などが調和した良好な居住環境の維持・整備を行いながら、徒歩と自転車、公共交通で繋がる市街地の形成を図ります。</p> <p>「地域拠点」など、身近な生活環境を維持・増進する拠点周辺では、周辺環境と調和の取れた共同住宅等の立地促進を図ります。</p>
まちなか市街地ゾーン	<p>概ね旧市街地は、既存の戸建て住宅地だけでなく、ゆとりある都市環境や統一感のある都市景観の確保に配慮しつつ、土地の高度利用を図り、共同住宅と店舗・事務所が共存し、中心市街地にも気軽にアクセスできる利便性の高い市街地の形成を図ります。</p>
広域商業・業務ゾーン	<p>JR福井駅を中心に県庁、市役所、中心商業・業務施設が集積する地区は、中枢的業務、商業、文化、情報発信、コンベンション機能、さらには都心居住などの高次都市機能を集積させ、福井市及び福井県の都心として、また、自然と歴史を活かしながら複合的な交流の拠点としてにぎわいのある魅力的な空間の形成を図ります。</p>

<p>流通業務 ゾーン</p>	<p>J R南福井駅付近、問屋団地、市場周辺地区などは、広域交通の利便性を活かし、卸売施設やトラックターミナル基地、及びそれらに関連する事務所、店舗などを集積させ、広域物資輸送に対応した土地利用を図ります。</p> <p>特に、市場周辺地区は、優れた広域交通の利便性を活かし、既存の商業施設や業務施設、中高層マンションやホテルなどとの調和に配慮しつつ、活力ある都市活動を支える緑豊かで快適な流通業務地の形成を目指します。</p>
<p>都市型産業 ゾーン</p>	<p>既存の工場、作業所、事務所などが集積している地区は、周辺居住環境との調和を図るため、環境の悪化をもたらす恐れのない工業地の形成を図ります。</p> <p>エリアの一部が住居系土地利用などへ土地利用転換される場合においても、緩衝緑地帯を設けるなど、既存工場等の操業環境の確保など工業の利便の維持・増進に配慮します。</p>
<p>工業専用 ゾーン</p>	<p>テクノポート福井、二日市地区、テクノパーク福井は、周辺環境への影響を考慮し、主に工業の利便を増進する工業地の形成を図ります。</p>
<p>沿道環境 整序ゾーン</p>	<p>国道8号などの幹線道路沿道は、円滑な交通環境を確保するため、後背地の土地利用への影響にも配慮しつつ、沿道環境の整序を行います。</p> <p>大規模集客施設の立地を規制するとともに、良好な沿道景観の形成を促します。</p>

）自然環境共生区域

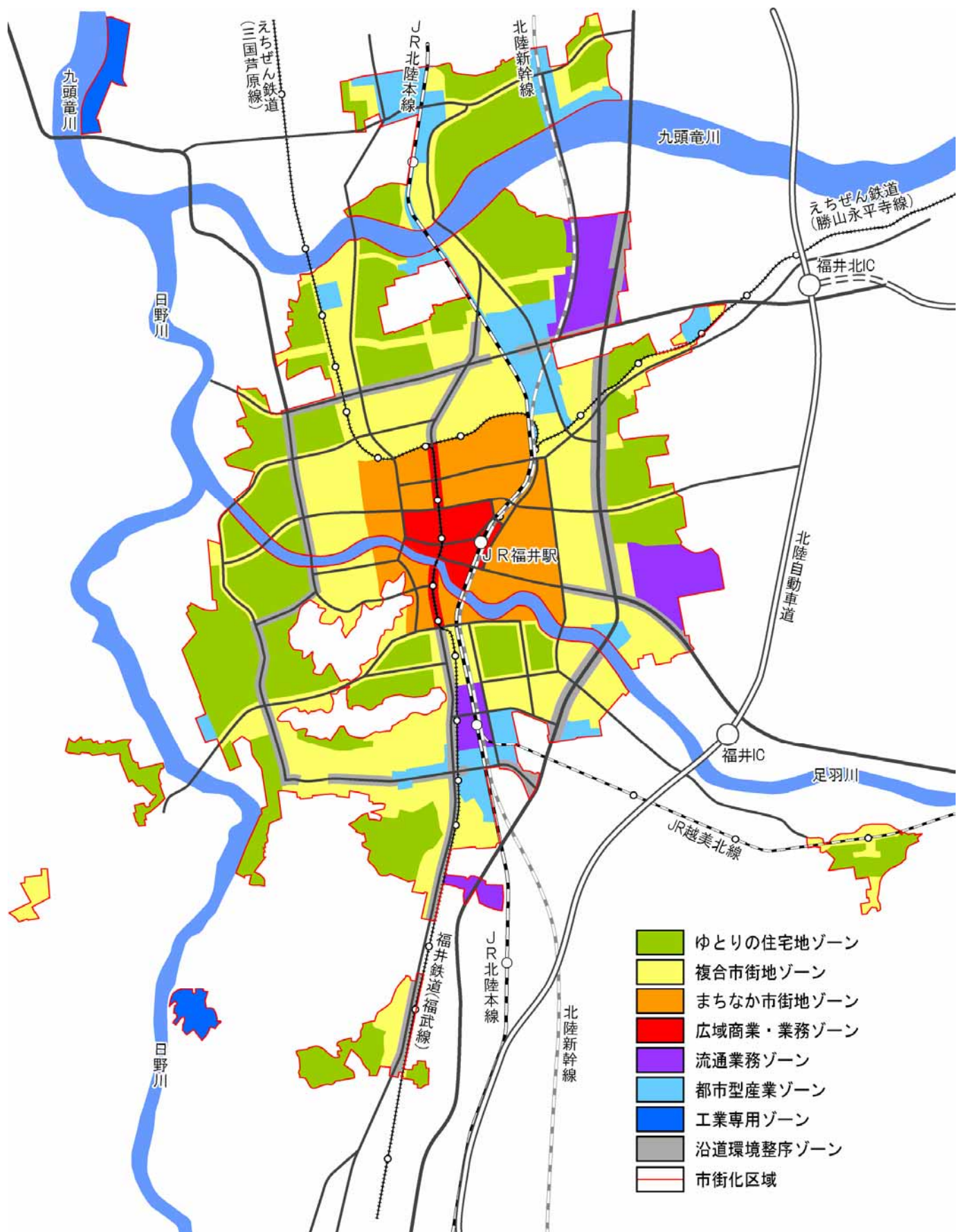
<p>田園環境 共生ゾーン</p>	<p>市街地周辺に広がる農業投資の行われた優良農地は、集落や里山と一体となって重要な田園景観を形成しているため、適切な土地利用誘導のもと維持・保全を図ります。また、特産物販売施設など都市住民と農村住民の日常的な交流の拠点づくり、多様な生き物や親水機能を有した農業用施設などを対象とした貴重な体験学習の場としての活用も図っていきます。</p> <p>点在する集落は、地域の生活の場であり、今後とも地域の歴史性、文化性を尊重しつつ、快適でゆとりある居住環境の形成を図ります。</p>
<p>森林環境 共生ゾーン</p>	<p>市域を取り囲む西部、東部、南部の山地丘陵地は、治水などの自然災害の防止や安全確保の機能を有しつつ、都市環境や市街地からの眺望景観を形成する重要な要素として維持管理・保全を図ります。また、棚田オーナー制度など農地の維持・活用、特産品の生産・販売、自然を活用したグリーンツーリズムなど、多様な人々との交流の場や貴重な体験学習の場としての活用も図っていきます。</p>
<p>海岸環境 共生ゾーン</p>	<p>越前加賀海岸国定公園を含む海岸部は、日本海沿岸独特の自然景観を呈しており、今後とも自然景観の維持・保全を図り、また、海岸景観に親しむレクリエーションゾーンとしての活用も図っていきます。</p> <p>特に、特産販売施設や漁業体験などの体験学習、ブルーツーリズムなどの交流や連携の場づくり、都市住民など関心を有する多様な人々を巻き込んだ海岸環境の維持・保全活動などにも取り組んでいきます。</p>



■ 自然環境共生区域
■ 田園環境共生ゾーン
■ 森林環境共生ゾーン
■ 海岸環境共生ゾーン

■ 地域特性を活かした交流と連携による、暮らしの豊かさの実現

- ・都市環境創造区域、自然環境共生区域（田園・森林・海岸の各環境共生ゾーン）の特性を踏まえて、メリハリのある環境づくりや景観づくりに取り組むとともに、人、資源、情報、経済、文化の交流・連携を促進し、相乗的な魅力・活力の向上を目指します。
- ・自然環境共生区域では都市住民に対して農林水産物、畜しや健康・レクリエーション、環境教育の場を提供し、一方、都市環境創造区域では自然環境共生区域に暮らす住民に対して資源や経済の循環による活力を提供し、暮らしの利便性や安心感が享受されるよう、市民と行政が連携・協働して暮らしの豊かさの実現を目指します。



土地利用方針図 (都市環境創造区域)

3. 土地利用の整備・誘導方策

）協働によるきめ細かな土地利用の実現

都市計画分野では、平成12年法改正で地区計画申出制度（都市計画法第16条第3項）が、平成14年法改正で都市計画提案制度（同法第21条の2）が制度化され、地区の特性にあったきめ細かな都市計画が実践できるようになりました。また、福井市では、平成19年に「福井市身近なまちづくり推進条例」を施行し、身近なまちづくりに積極的に取り組む地区への支援制度や、都市計画区域外における土地利用などに関するルールとしての「まちづくり協定」制度を整えています。

このため、市民と行政の連携・協働の考え方にに基づき、都市環境創造区域から自然環境共生区域にいたるまで、地区の特性を最大限に活かしたきめ細かな土地利用を実現できるよう、これらの制度の活用促進を図ります。

）自然系土地利用における秩序ある土地利用誘導

都市計画区域が指定されていない地域においては、「福井市身近なまちづくり推進条例」のPRなど地域住民の意識醸成を図りながら、「まちづくり協定」を活用した秩序あるきめ細かな土地利用誘導を促進します。また、都市計画区域が指定されていない地域の中でも、旧清水町南部など、地形条件や日常生活圏の連続性、建築活動の現状などを総合的に考慮しながら、必要に応じて都市計画区域への編入を検討していきます。

市街化調整区域においては、市街化を抑制する基本的な考え方のもと、既存の集落や住宅団地の活力維持など、市街化調整区域を取り巻く問題・課題も変化してきていることから、地区が主体となった検討を前提条件として、良好な自然環境と調和した秩序ある土地利用誘導を行います。また、開発行為等により既に宅地化されている一団の土地については、市街化調整区域における地区計画制度の活用や、開発許可制度の適切な運用により、良好な自然環境の保全と適切な開発の誘導を図ります。

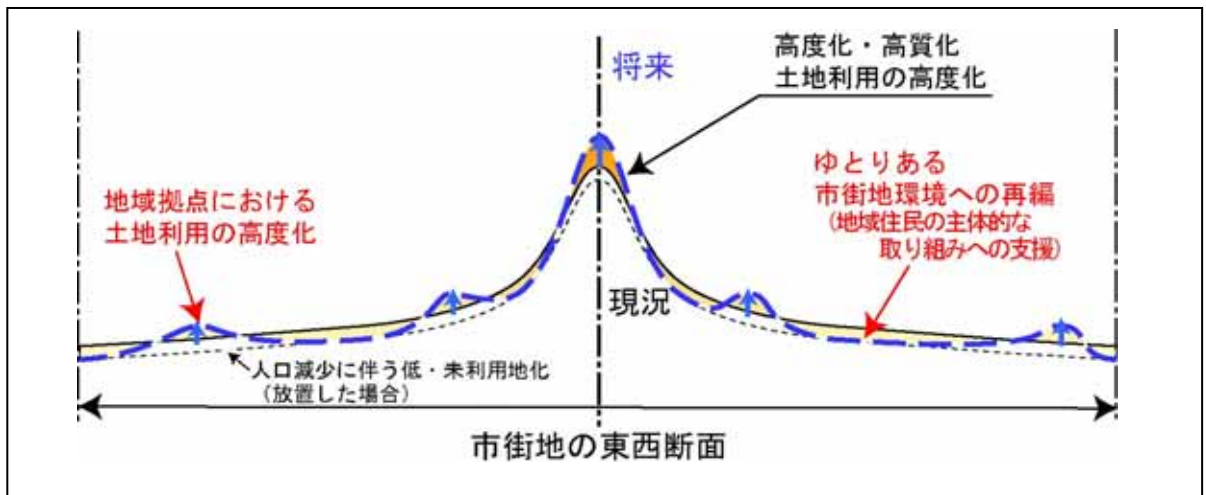
産業を支える拠点として位置づけている、福井北IC付近と甕谷地区では、必要に応じて新市街地を指定するなど操業環境を誘導する都市計画の手法を検討します。また、その他の地域においても既存ストックの有効活用の観点を踏まえた上で、開発許可の適切な運用を図ります。

）「歩く」視点に立ったまちづくりに向けた適正な密度構成への誘導

全国的な傾向と同様、福井市においても本格的な人口減少時代に突入することが予測されています。また、自動車利用を前提とした郊外型・沿道型の開発が増加し、幹線道路沿道や一団の土地が確保できる場所での中高層マンションの立地が見られるなど、これまでの郊外では低密度、中心部にいくにしたがって中・高密度といった密度構成が崩れかけています。

このような中、福井市が目指す「歩く」視点に立ったまちづくりを実現するためには、今後の本格的な人口減少や高齢化の進展を見据えて、多くの人が徒歩や自転車などで行ける身近な拠点となる場所に日常生活を支える都市機能を集積していく考え方が必要になります。

このため、今後の土地利用を進めるに当たっては、中心市街地を高密度に、郊外の専用住宅地では低密度といった適正な密度構成を基本としつつ、主要な鉄道駅やバス停周辺、商店街などの「地域拠点」となる場所では中・高密度に、それらの周辺の住宅地は低密度に、といった「歩く」視点に立ったまちづくりに向けた適正な密度構成に再構築します。また、都市活動や市民生活の空間的・精神的なゆとりなどに重要な役割を果たすオープンスペースや緑地空間をうまく活用しながら快適な市街地環境を形成していきます。



）まちなか地区における多様な都市機能の積極的な誘導

福井駅周辺整備として、連続立体交差事業及び土地区画整理事業を推進していきます。さらに、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業など各種再開発の手法を使って、県都の顔として、また、交流の拠点としてふさわしい魅力ある空間を提供します。特に、福井駅西口中央地区は、将来的な北陸新幹線を含めた交通結節機能の強化と合わせて、福井市の玄関口として多くの人を迎えるにふさわしいにぎわいと活力が感じられる再開発・高度利用を推進します。

まちなか地区においては、土地の有効活用を促すため、土地所有者等の意識を醸成しながら、定期借地権制度や不動産証券化などの活用促進、既存の都市機能の更新に合わせた多様な都市機能の集積立地の誘導に努め、都市基盤整備が行き届いた市街地にふさわしい土地の合理的かつ健全な高度利用の実現を目指します。歴史・文化、景観など地区の特性を最大限に活かして多くの人々の交流を育む調和の取れた土地利用の更新を図り、市街地の活性化を促進します。

また、公共公益施設については、民間活力を積極的に活用しながら計画的な維持・更新に努めるとともに、郊外部に分散立地する施設の集約化を検討していきます。

）計画的な都市的土地利用の推進

北部第七、市場周辺、森田北東部など土地区画整理事業が施行中の区域は、都市基盤の整備を進め、地区計画制度などによる優良な建築行為等の誘導を図ることによって、良好な都市的土地利用を推進します。なお、都市的土地利用が進展しない箇所については、先行的に整備された都市基盤を適切に活用するため、社会経済情勢や土地利用の状況を的確に把握しつつ、適切かつ柔軟に土地利用計画の見直しも検討します。

既存の市街化区域内では、駐車場など都市的低・未利用地が多く、特に、郊外部では農地や市民菜園に利用されているところも見られます。これらの都市的低・未利用地については、地域の個性や実情、ゆとりある市街地環境の形成に配慮しつつ、駐車場の積極的な緑化、空き地等の子どもの遊び場への活用、冬季の雪捨て場としての活用など、多面的な利活用方策の検討を行い、地域住民の主体的な取り組みと協働しながら都市的低・未利用地の活用促進を図ります。

なお、今後の人口減少傾向を踏まえつつ、農地などに隣接する市街化区域外縁部などにおいては、自然環境との調和・共生に配慮した賢い縮退(スマートシュリンク)も検討します。

）都市基盤整備の促進

面的な市街地整備が行われておらず、単独での開発・建築が困難な農地が比較的集中する東郷、今市・浅水、天池地区や道路の整備が必要なみのり地区などでは、地区住民の身近なまちづくりに対する意識を醸成しながら、都市基盤整備の必要性などに関する話し合いを進めます。

また、地区住民の主体的な検討の結果や地区の実情などを踏まえ、必要に応じて土地区画整理事業や地区計画制度などへの取り組み支援を行い、都市基盤整備を適切に促進します。

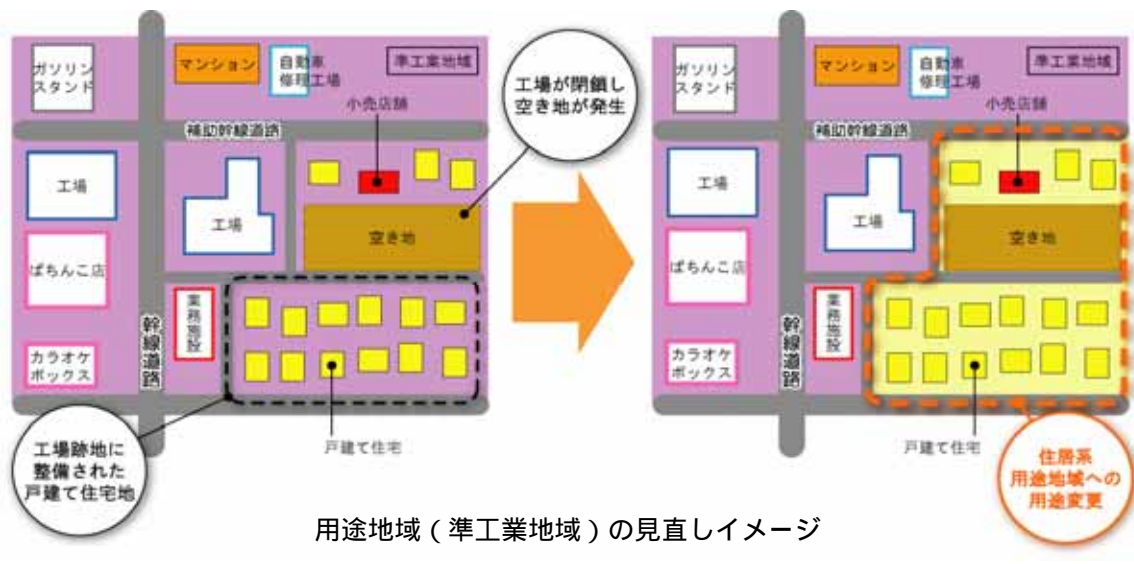
）快適な都市環境を実現する都市計画制度の活用推進

現在、工業用地の一部が戸建て住宅地などへ土地利用転換されるケースなど、結果として住宅と工場が混在する状況が見られます。福井市全体の土地利用方針として工業系土地利用を推進する地区については、地区計画制度を活用しながら土地利用転換の際に既存の操業環境との調和を図る緑地帯の確保を図るなど、快適な都市環境の実現に取り組みます。

また、既に住宅、商店、工場などが混在している地区、または今後そのおそれのある地区では、地区の実情を踏まえながら、地域活力や個性をもたらす意味からも必ずしも土地利用の純化を図るのではなく、地区計画制度や特別用途地区などを導入することにより、住宅、商店、工場の共存を図ります。なお、準工業地域において、一団の住宅地など同じ土地利用が形成されている地区については、快適な都市環境が永続的に実現されるよう、地区の特性や周辺の用途地域の指定状況などを勘案しつつ、適切な用途地域への変更を行います。

一方、市街地の既存の工場集積地や大規模な工場は、職住近接の視点からも企業立地の既存ストック（受け皿）として、都市計画と連携しながら地域の特性にふさわしい施設の立地・誘導を促進します。

さらに、「歩く」視点に立ったまちづくりに向けた密度構成や、良好な景観、快適な都市環境の実現に向けて高度地区指定の検討を行います。



第2節 交通体系整備の方針

1. 交通体系整備の基本的な考え方

1) 高速交通体系の整備

- ・北陸新幹線の整備を図ります。
- ・高規格幹線道路として中部縦貫自動車道の整備を推進していきます。

2) 自動車交通の円滑化

- ・3つの環状道路とJR福井駅を中心とした放射道路をはじめとする先行的かつ計画的に整備された都市基盤を活かし、交流と連携を支え育む幹線道路網の機能強化を図ります。
- ・市民の安全で快適な暮らしを支える道路の整備と適切な維持管理を図ります。

3) 公共交通機関の戦略的な機能強化と利用促進

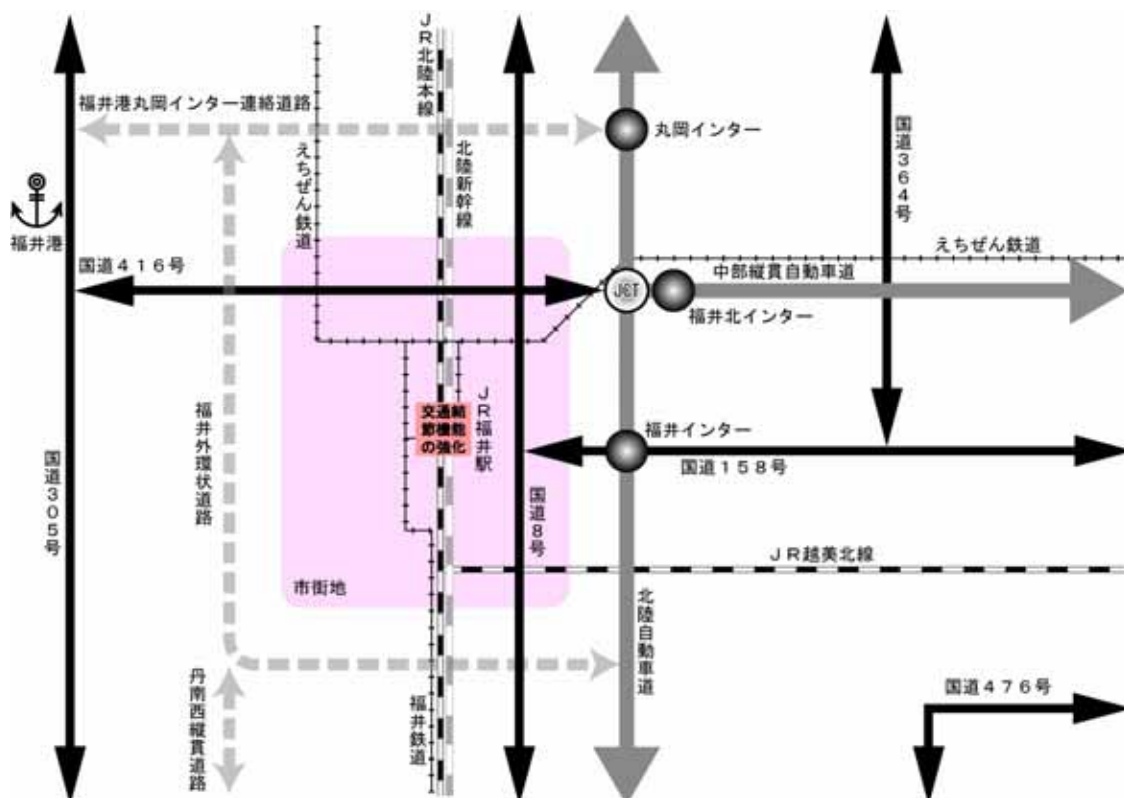
- ・本格的な高齢社会の到来を見据え、公共交通機関の機能強化を推進し、利用促進を図ります。

4) 安全で快適な歩行者・自転車利用者空間の整備・改善

- ・子どもから障害者や高齢者まで、すべての人が安全で快適に通行できるよう、歩行者・自転車利用者空間の整備・改善を図ります。
- ・道路の役割に応じた安全で人にやさしい道路交通環境の実現に努めます。

5) 交通結節機能の強化

- ・JR福井駅を中心に、総合交通ターミナル機能として交通結節機能の強化を図ります。
- ・地域拠点や乗り継ぎ拠点における駐車場、自転車駐車場の整備を図ります。



都市の骨格交通網の配置パターン

2. 公共交通機関の機能強化の方針

）基本的な考え方

- ・ 超高齢社会の到来や地球環境に負荷を与えないライフスタイルの確立に向けて、過度な自動車利用からの脱却を目指し、公共交通機関の機能充実を図ります。
- ・ 子どもからお年寄りまで、市民誰もが気軽に利用できる、人にやさしく便利な市内全域の交通ネットワークをつくります。

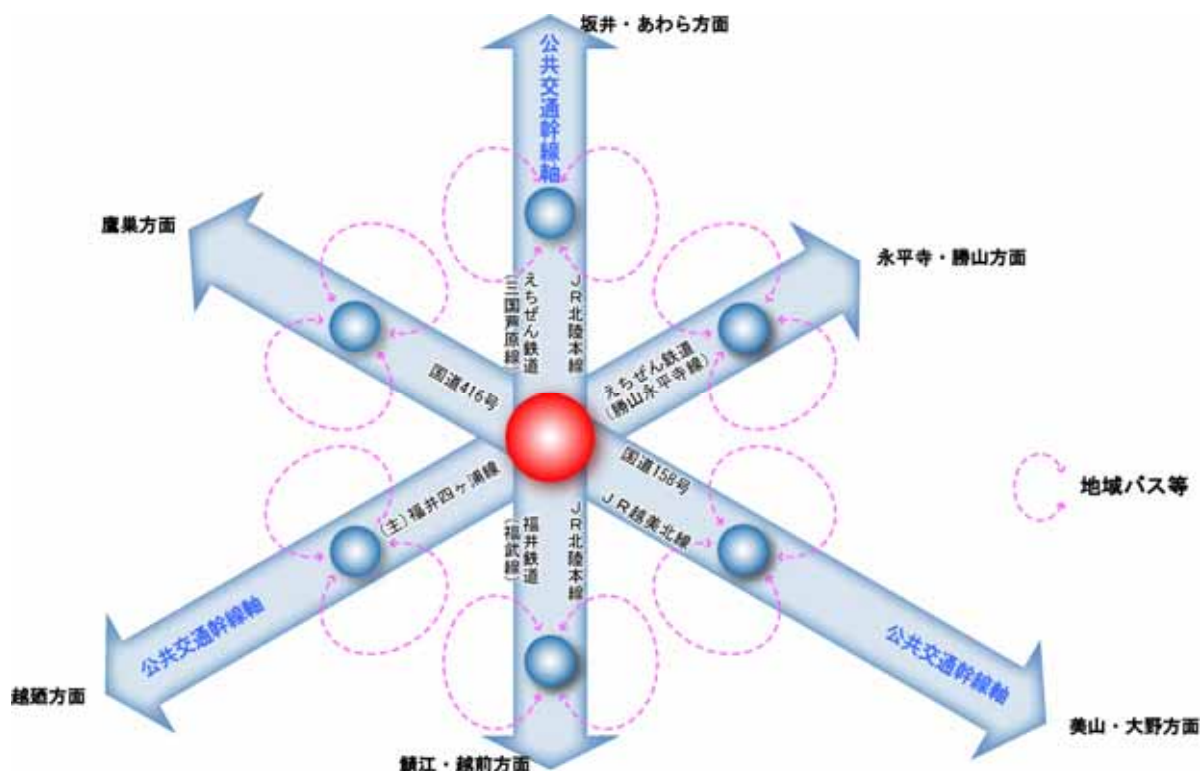
）既存ストックを活用した福井型公共交通ネットワークの実現

6 方向の公共交通幹線軸の強化

- ・ 既存ストックを活用した公共交通ネットワークの実現のため、JR福井駅を中心として、南北2方向（JR北陸本線やえちぜん鉄道(三国芦原線)、福井鉄道(福武線)など)、東西4方向（JR越美北線やえちぜん鉄道(勝山永平寺線)、国道158号、416号、(主)福井四ヶ浦線など）の公共交通幹線軸を基本として鉄道やバスなどの利便性を高め、併せて拠点となる駅やバス停などへのアクセスを向上します。

地域特性にふさわしい交通サービスの確保

- ・ 公共交通のサービス水準が低い地域においては、地域住民や企業、交通事業者とともに知恵やアイデアを出し合いながら、地域住民の主体的な取り組みを基本とした地域バス等の運行を検討し、公共交通体系全体の利便性向上・再構築を目指します。
- ・ 幹線軸沿線の利便性を向上し、地域との連携を強化するため、主要な鉄道駅やバス停において地域拠点や乗り継ぎ拠点を形成します。



公共交通幹線軸と連携した福井型公共交通ネットワークのイメージ

）既存の鉄軌道ストックを活かした施策の推進

- ・市街地のなかでも、住宅地をはじめ、学校や病院、行政サービス施設、商業・業務施設などが集積している区間において、えちぜん鉄道、福井鉄道の相互乗り入れを検討、運行間隔を短くする事で、移動の利便性を高めます。
- ・既存の鉄軌道の積極的な活用に向けて、LRTの導入、路面軌道の再整備・延伸、新駅の設置を進めます。
- ・JRと他の公共交通機関の乗継利便性を高めるため、JR福井駅の総合交通ターミナル機能を強化します。
- ・市街地の南北幹線軸には、住宅、病院、学校、公共施設、商業業務施設、企業が立地しています。先導的に公共交通の利便性を高めることで潜在需要を掘り起こし、沿線のまちづくりに関する取り組みとの連携により、沿線地域の活性化を図ります。
- ・路面電車を含めて、JR福井駅の総合交通ターミナルとしての機能強化を図ります。



鉄軌道ストックを活かした先導施策のイメージ

）連携施策の推進

過度な自動車利用からの転換促進

- ・市民意向把握や公共交通に関する情報提供、意識啓発などによるモビリティ・マネジメントを推進し、過度な自動車利用から公共交通機関等への利用の転換を促します。
- ・企業へのカーセーブ運動やカーシェアリングなどへの参加・協力の呼び掛け、関係団体との協力・連携体制の確立などにより、より一層の徒歩や自転車、公共交通機関の利用促進を図ります。

3. 歩行者空間の整備方針

）ネットワークづくりの方針

- ・将来に負荷を与えない環境にやさしいまちづくり、市民の日常生活の快適性や安全性の確保に向けて、歩道や歩行者専用道路、歩行者優先道路、河川沿線などを活用して、歩行者空間のネットワークづくりを図ります。
- ・特に、市街地内においては、公共交通駅をはじめ、小学校や病院、公民館などの公共公益施設を中心として歩行者空間ネットワークづくりを図ります。

）歩行者空間の確保

- ・未整備の都市計画道路の整備推進を図るとともに、道路の機能や役割、地域特性を踏まえた道路空間の再配分などにより、安全で快適な歩行者空間の確保を図ります。
- ・中心市街地や商店街、市街地内の幹線道路や災害時の緊急輸送道路のうち、景観や防災上の必要性や整備効果が高い箇所から、歩道の無電柱化を推進します。
- ・中心市街地や身近な商店街、一団の住宅地では、沿道建築物のセットバックやコミュニティ道路化などの各種施策を導入することにより、歩くことを基本とした楽しく快適な歩行者空間の確保に努めます。
- ・中心市街地においては、歩行者専用・優先空間の配置などによる歩行者空間の確保とともに、駐車場への最適な誘導方法など駐車マネジメントを推進します。
- ・道路が有する機能や役割、地域の特性、北陸特有の雪や雨などの自然環境にも配慮しつつ、地域住民や道路管理者などの関係主体の協働のもと、地域にふさわしい既存の道路空間の再構築に取り組みます。

）歩行者空間のバリアフリー整備の推進

- ・道路空間を整備・改善する際には、子どもや高齢者、障害者を含めたすべての人が安心して利用できる環境づくりを基本とし、段差の解消、視線誘導ブロックの適切な配置、障害物対策など、バリアフリー整備を推進します。

4. 自転車利用空間の整備方針

1) ネットワークづくりの方針

- ・ 徒歩や公共交通機関と同様、環境にやさしいまちづくり、市民の日常生活の快適性や安全性の確保に向けて、歩行者・自転車利用者優先道路や河川沿線などを活用しながら、幹線道路においては主として分離型、身近な生活道路においては主として共存型を基本とした快適な自転車利用空間ネットワークづくりに努めます。
- ・ 市街地内においては、特に、日常生活圏とにぎわい交流拠点を連絡するネットワークづくりを目指します。



市街地における自転車走行空間ネットワークづくりの方針

2) 自転車駐車場の整備

- ・ JR福井駅周辺では、高架下を活用するなど自転車駐車場を整備・維持管理を図ります。
- ・ 地域拠点や乗り継ぎ拠点などの自転車駐車場の整備・維持管理を図ります。
- ・ 新たな施設整備における自転車駐車場の附置義務を検討します。

3) 人やまちにやさしい自転車利用の推進

- ・ マナーアップキャンペーンや交通安全教室を実施し、自転車利用のマナー向上と事故防止を図ります。
- ・ 駐輪マナーの啓発活動と放置自転車の定期的な撤去、廃棄自転車のリユース、リサイクルを図ります。
- ・ JR福井駅周辺の自転車等放置禁止区域の見直しを行います。

4) 協働による自転車利用促進の社会環境づくり

- ・ 自転車利用に関する情報提供やPRを図ります。
- ・ 鉄道車両内への自転車の持ち込みやレンタサイクル取り扱い駅を増やすなど、公共交通機関との連携を図ります。
- ・ 商店街や関係団体、企業などとの連携を図るとともに、観光事業への活用を検討し、自転車利用を促進します。

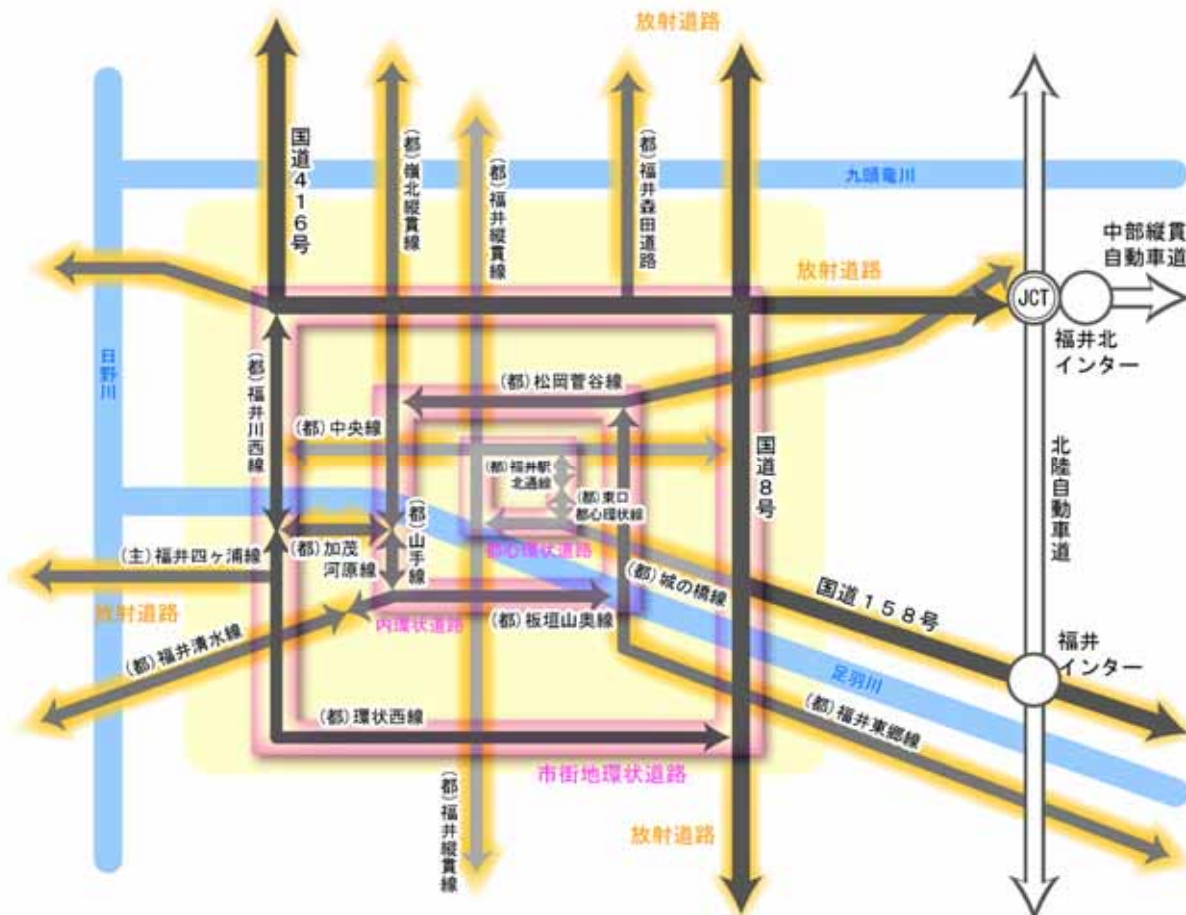
5. 道路の配置・整備方針

）基本的な考え方

- ・道路は、自動車だけでなく、歩行者や自転車利用者などの移動を支える機能も有しており、特に交通機能については、「歩く」視点に立ったまちづくりに向けて、歩行者や自転車利用者、公共交通、自動車の利用空間を適切に再配分し、安全で快適な道路空間の形成を図ります。
- ・今後の道路の整備にあたっては、本格的な少子高齢社会や財政状況の悪化などの社会情勢を踏まえ、必要となる道路の整備を計画的に推進するとともに、橋梁の長寿命化など、適切な維持管理に努めます。
- ・道路整備の計画・構想段階から市民意見の把握に努めるなど、市民との協力体制による円滑な事業推進を図ります。
- ・長期未着手の都市計画道路については、交通処理機能や重要な公益施設へのアクセス機能、当該道路の必要性、事業実現の可能性、路線固有の事情などを総合的に勘案し、廃止を含めて適切に見直しを行います。

）幹線道路ネットワークづくりの基本方針

- ・国道8号などの限られた路線に大量の交通が集中する現状を改善し、広域圏と福井市、市内各地域が相互に連携し、交流できる幹線道路ネットワークを形成します。
- ・本市の幹線道路は、3つの環状道路とJR福井駅を中心とした放射道路から形成されています。市街地中心部への通過交通の流入を適切にコントロールし、市街地内の快適な自動車交通環境を確保するため、これら道路の機能強化を図ります。



環状道路と放射道路の配置イメージ

）幹線道路ネットワークの配置・整備方針

広域幹線道路

- ・高速道路や高規格道路などにより、国土レベルや福井都市圏内の広域的な交流・連携を支え育む幹線道路ネットワークの形成を図ります。

- ・北陸自動車道
- ・中部縦貫自動車道（（都）福井永平寺道路）
- ・福井外環状道路

幹線道路

- ・都市圏及び市内各地域間の交流や連携を支え育むため、未整備区間の整備推進を図るとともに、整備済みの道路においてもそれぞれの特性に応じた道路空間の再配分や交差点改良などの2次改良整備、適切な沿道土地利用誘導、適切な維持管理などにより円滑な道路交通環境の確保・改善を図ります。

主要幹線道路

- ・（都）東縦貫線（国道8号）、（都）城の橋線（国道158号）、（都）明治橋吉野堺線（国道416号）
- ・国道305号
- ・国道364号、国道476号

幹線道路

都心環状道路（中心市街地内の中心的な商業・業務地の外郭）

- ・（都）中央線、（都）福井駅北通線、（都）東口都心環状線、（都）城の橋線、（都）福井縦貫線

内環状道路（JR福井駅の半径約1kmを取り囲む区域）

- ・（都）松岡菅谷線、（都）福井東郷線、（都）板垣山奥線、（都）山手線、（都）嶺北縦貫線

市街地環状道路（JR福井駅の半径約2kmを取り囲む区域）

- ・（都）明治橋吉野堺線、（都）東縦貫線（国道8号）、（都）環状西線、（都）福井川西線

放射道路

- ・北部方面 - （都）福井川西線、（都）嶺北縦貫線、（都）福井縦貫線、（都）福井森田道路、（都）東縦貫線（国道8号）
- ・南部方面 - （都）福井縦貫線、（都）東縦貫線（国道8号）
- ・東部方面 - （都）明治橋吉野堺線、（都）松岡菅谷線、（都）中央線、（都）城の橋線、（都）福井東郷線
- ・西部方面 - （都）明治橋吉野堺線、（都）中央線、（都）加茂河原線、（主）福井四ヶ浦線、（都）福井清水線

その他の幹線道路

- ・市場周辺土地区画整理事業、森田北東部土地区画整理事業、北部第七土地区画整理事業内の幹線道路
- ・（都）川西国道線
- ・（都）明治橋吉野堺線
- ・市域東部 - （主）鯖江美山線や（主）篠尾勝山線など
- ・市域西部 - （主）福井四ヶ浦線や（主）福井大森河野線、（一）殿下福井線など
- ・市域南部 - （主）清水美山線、（一）清水麻生津線など

（都）は都市計画道路、（主）は主要地方道、（一）一般県道を示す。

生活道路空間の整備方針

- ・身近な生活道路空間については、シビルミニマムとして行政が適切に整備・維持管理を図る一方、市民が更に安全で快適な生活環境の維持・向上を求める場合においては、市民自らが主体的な緑化活動や景観づくりに取り組むことが大切です。
- ・地域の主体的な取り組みが見られる生活道路については、地域への愛着や誇りを育むまちづくり資源として、街路樹や街灯の維持管理から補修・修繕、道路活用のあり方などを市民と企業、行政と一緒に検討しながら、生活道路空間としての整備に努めます。



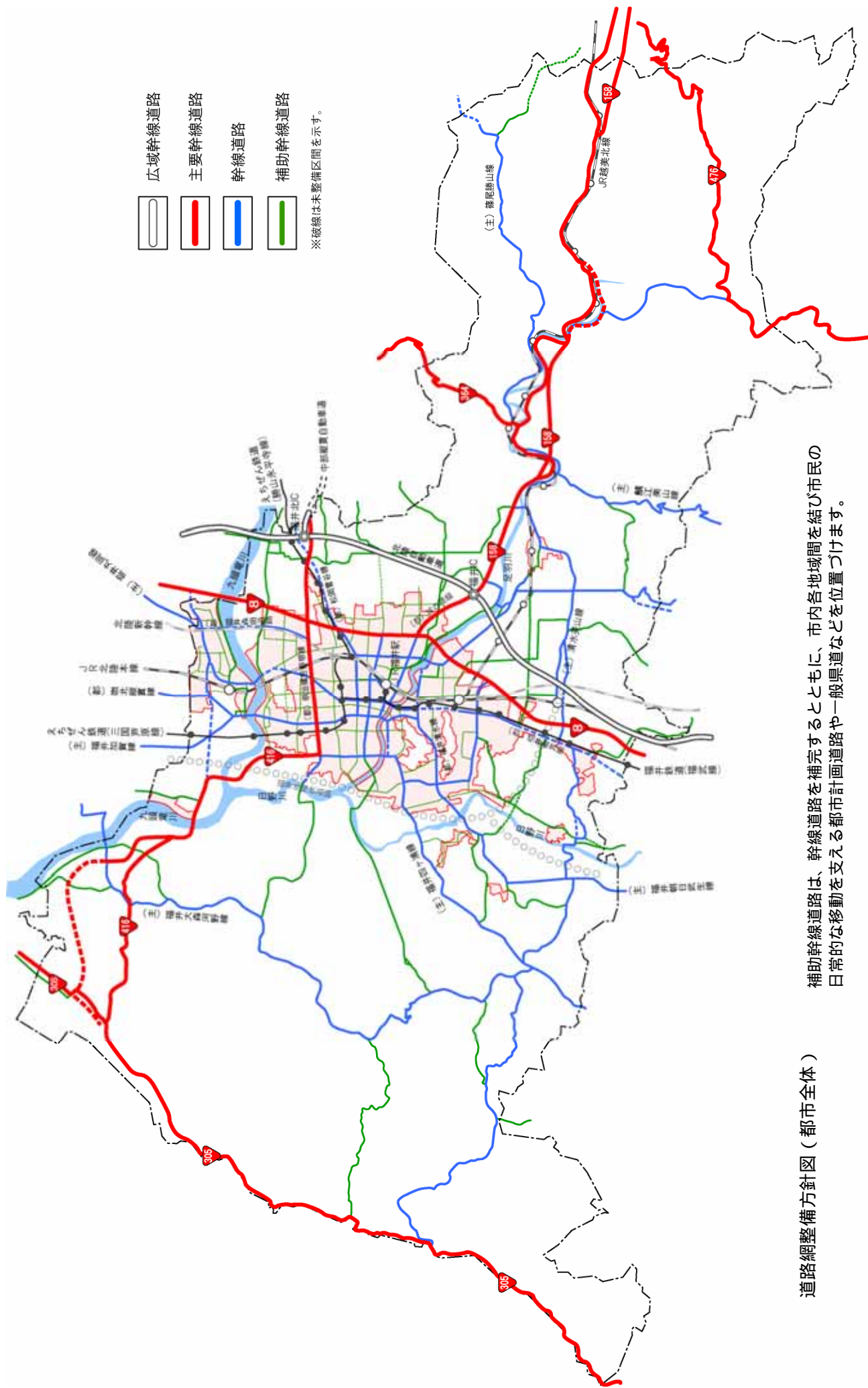
地域の特性に応じた道路整備のイメージ

道路空間の「質」の向上

- ・四季の変化が感じられ、緑陰のできる街路樹の整備、ベンチやポケットパークなどの整備、福井らしさをイメージする公共サインや個性あるストリートファニチャーの設置など、道路空間の質を向上します。
- ・落ち葉やごみの清掃、植樹柵などを利用した沿道の花植えなど、地域住民との協働により、快適な道路空間づくりを推進します。

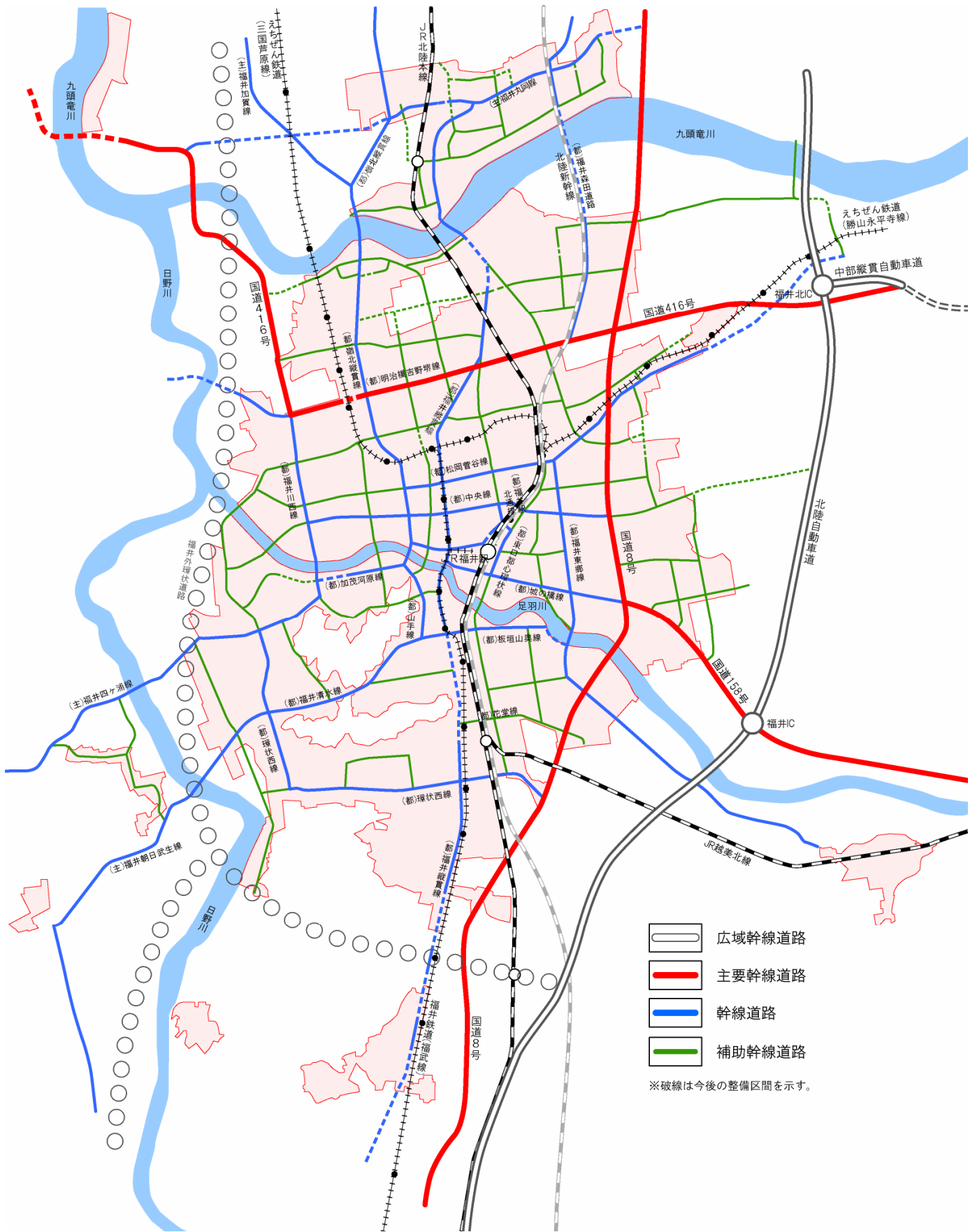
市民の主体的な景観づくり例
(写真：松本通り)





道路網整備方針図（都市全体）

補助幹線道路は、幹線道路を補完するとともに、市内各地域間を結び市民の日常的な移動を支える都市計画道路や一般県道などを位置づけます。



市街地道路網整備方針図

6 . 市街地中心部における円滑な道路交通環境の実現方策

- ・バス優先対策などの規制誘導、駐車場案内システムなどの強化・充実を検討します。
- ・中心市街地の流入部での交通渋滞の解消や都心アクセスのコントロールのため、時差出勤、相乗り奨励、徒歩や自転車、公共交通機関への移動手段の変更、パークアンドライドなどを推進します。
- ・中心市街地においては、平面駐車場の集約化や駐車場附置義務条例の実態に即した見直しを行い、適切な駐車場の確保を図ります。

第3節 都市環境形成の方針

1. 環境形成の方針

）基本的な考え方

美しい福井を象徴する自然と共生した生活を営むとともに、暮らしの豊かさを実感できる持続的な都市づくりの視点に立ち、すべての市民が地球規模で環境問題を考え、身近な地域で実践する仕組みづくりを推進し、低炭素社会や循環型社会の実現を目指します。

「福井市環境基本条例」における基本理念

1. 健全で恵み豊かな環境の保全と将来にわたる維持
2. 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築
3. 多様な自然環境の保全に配慮した人と自然との共生社会の実現
4. 事業活動及び日常生活等における地球環境保全活動の推進

）望ましい環境像

望ましい環境像を『みんなで育てる水と緑の環境都市・ふくい』とし、具体的な個別施策を展開していく基本となる環境要素ごとの長期目標を設定します。

環境要素	長期目標
生活環境	日々の暮らしを見つめ直し、健康で安全な環境を育む
自然環境	自然の営みを見つめ、恵み豊かな環境を守る
快適環境	水と緑に親しみふれあい、歴史と文化を生かし、誇りと愛着の深まる環境を育む
地球環境	青く美しい地球を守るため、力を合わせて取り組む

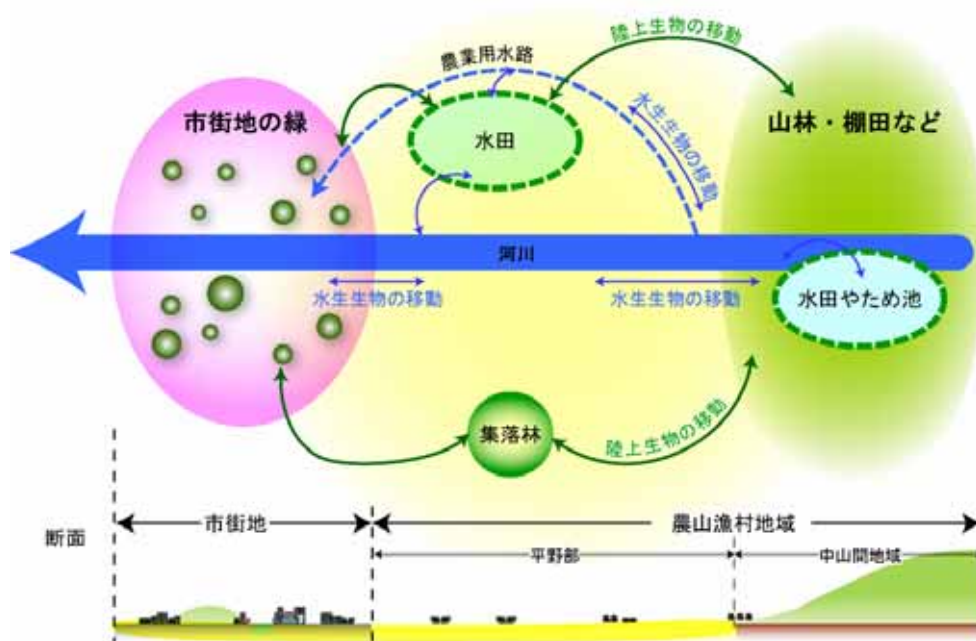
）施策の基本方針

生活環境の保全と創造

- ・ 澄んだ大気、きれいな川や海の保全など、良好な生活環境の確保を図ります。
- ・ 大量消費・大量廃棄型の生活スタイルの改善、資源やエネルギーの有効利用や新エネルギーの活用を推進するなど、循環型まちづくりを推進します。
- ・ ごみの減量化や再資源化、適正処理に努めるとともに、不法投棄の防止に取り組みます。

自然環境の保全と回復

- ・ 山林、水辺、里地、里山の豊かで多様な自然環境の保全と回復に、水循環や水源涵養などの視点からも取り組み、適切な維持管理を図ります。
- ・ 多様な動植物の生息・生育空間の適切な保全と維持管理を図るとともに、豊かな心を育む環境学習の場として活用します。



水と緑のネットワークづくりのイメージ

快適環境の保全と創造

- ・ 土地利用や建築活動等に伴い一定の緑地を確保するなど、心やすらぐ緑環境の創造、身近な緑の適正管理を図ります。
- ・ 河川公園等の水辺空間環境整備や維持管理の推進、用水を利用した身近な水辺空間整備促進などにより、安心して親しめる水辺の創造、身近な水辺とのふれあいの推進を図ります。
- ・ 貴重な歴史的資源の保存と文化遺産の伝承、積極的な広報活動と活用推進を図ります。
- ・ 豊かさを感じる街並み景観の創造、個性豊かな地域景観を育む公共施設の整備を図ります。

地球環境の保全

- ・ 地球温暖化などの地球環境問題に対応するため、環境にやさしいライフスタイルや事業活動の普及促進を図ります。
- ・ 環境学習を推進するとともに、環境保全リーダーの育成や環境保全に向けた自主的活動の支援を行います。

2. 景観形成の方針

）基本的な考え方

これからの成熟社会や都市間競争の時代にあって、美しい景観の形成は、都市としての魅力や質を高めるために欠かすことのできない重要なテーマの一つであり、土地利用や交通、都市環境、活力創造など、横断的な視点で取り組むべき共通の課題と言えます。

福井市では、将来都市像に掲げる『暮らしの豊かさを実感できる「歩きたくなる」まち』の実現に向けて、美しい自然や福井固有の歴史・文化と調和した風格ある都市づくりをはじめ、誇りをもって住み続けられる質の高い空間づくり、魅力やにぎわいのある地域づくりなど、市民や事業者との協働のもとに総合的な景観づくりを進めていきます。

）基本理念

福井市には、日本の原風景とも言うべき美しい自然があり、日本らしい四季の変化を感じ取ることが出来ます。

先人たちが築き、育んできた福井固有の歴史や文化、生活や営み、「まち」の賑わいなどは、すべてこの美しい自然に溶け込み、「福井らしい景観」となっています。

人と自然、歴史、文化、そして「まち」が羽二重のように織りなすことによって、「福井らしい景観」が心象風景として人々の心にいつまでも残る美しい都市を創造します。

そして、市民が誇りをもって、いつまでも住み続けたいと思うような、誰もが住んでみたいと思うような“心地よい”景観を形成することを目指します。

基本理念

福井らしい
景観を守る

世界に誇れる
美しい福井を創る

市民とともに
創り・育てる

）ゾーン別景観形成の方針

地域の個性が感じられ、市民にとってより身近な景観を形成するため、市民・団体、事業者、行政が役割を分担しながら、地域ごとの景観特性を活かした取り組みを進めます。

ゾーンの名称	景観形成のテーマと基本方針
市街地景観 形成ゾーン	自然と歴史が共生する都市景観の形成 ・近代的な都市景観や賑わいと、自然・歴史との調和 ・道路や公園、河川、建築物などの適正な誘導 ・統一感や地域の個性が感じられる景観の誘導 ・花や緑があふれる潤いのある景観の形成 ・市民主体による身近な景観形成活動への支援
田園景観 形成ゾーン (市街地東部エリア)	文化が薫るコシヒカリの里景観の形成 ・コシヒカリ発祥の地である広大な田園景観の保全 ・文殊山の麓に広がる糞置荘の文化的景観の保全 ・白山連峰や文殊山、足羽三山、国見岳などへのパノラマ景観の保全 ・島状に点在する集落景観の保全
田園景観 形成ゾーン (市街地西部エリア)	潤いのあるふるさと田園景観の形成 ・広大な田園景観の保全 ・国見岳や足羽三山などへのパノラマ景観の保全 ・里山と一体となった集落景観の保全 ・コスモスなどを利用した花のある景観の創出

ゾーンの名称	景観形成のテーマと基本方針
田園景観 形成ゾーン (市街地北西部エリア)	水と緑と花が輝く田園景観の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・九頭竜川と田園が融和した自然景観の保全 ・コスモス広苑に代表される花と緑あふれるふるさと景観の保全・創出 ・里山と一体となった集落や棚田景観の保全
山並み景観 形成ゾーン (美山エリア)	ぬくもりあふれる杉の里景観の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・杉山の産業景観、山頂付近の紅葉景観の保全 ・足羽川と越美北線、山並みが一体となって形成する地域固有の景観の保全 ・貴重な歴史的景観資源の保全と活用 ・一乗谷などへアクセスする観光ルートにふさわしい景観の創出
山並み景観 形成ゾーン (国見岳エリア)	日本海と大地を見下ろすパノラマ景観の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・国見岳や越知山などの四季折々に変化する山並み景観の保全 ・越前海岸や福井平野、遠くは白山連峰を見渡す視点場の演出 ・武周ヶ池、滝波ダムなどの良好な水辺景観の保全 ・人々の生活に支えられている谷あいの棚田景観の保全
海岸景観 形成ゾーン	海と夕日と水仙が映える海岸景観の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・砂浜や奇岩奇勝の地形、 海岸線まで迫る山並みなどが織りなす海岸景観の保全 ・越前水仙畑などの自然景観の保全、及び観光への活用 ・道路などの公共空間や建築物等の適正な誘導 ・密集する漁村集落などの地域固有の景観の保全
南北風格景観軸	歴史と賑わいが物語る風格あるシンボル景観軸の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・沿道のまちなみ整備と合わせた風格のある道路景観の形成 ・視点場となるまちかどの整備・演出 ・路面電車が走る福井市固有の景観の演出 ・(旧)北陸道の物語性が感じられる景観の演出
東西水辺景観軸	潤いと花のある水辺景観軸の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・レクリエーション空間としての広場や散策路等の整備・活用 ・桜堤や菜の花、コスモスなど、花のある水辺景観の演出 ・背景となる山並みとの調和に配慮した橋の修景



景観形成の軸とゾーン等のイメージ

3. 公園・緑地の整備方針

）基本的な考え方

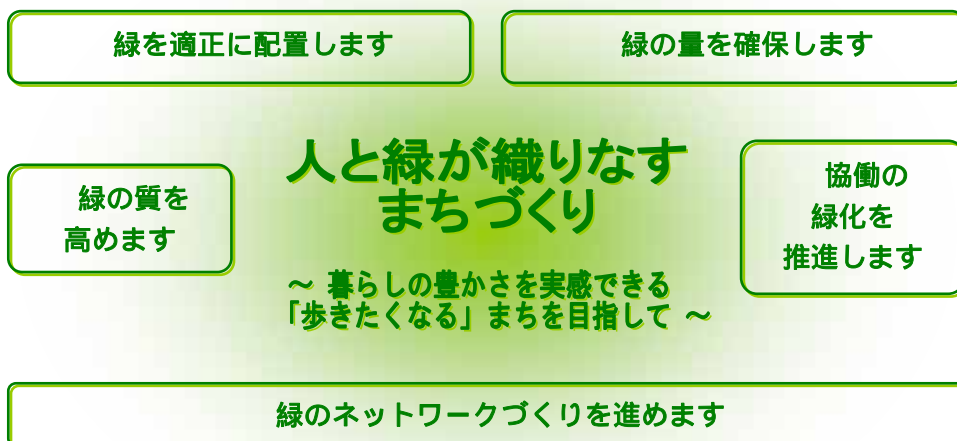
福井市では、都市公園の整備や既存の緑の保全、公共施設の緑化を推進するとともに、民有地の緑化や美化活動・緑化活動への市民参加、既存の身近な公園・緑地の維持管理を促進します。

また、緑が市民の共有財産であることの意識を高めていくために、行政、市民、事業者などの役割を分担し、緑化活動を支えるシステムづくりを進めます。

）目指す緑の将来像

公園・緑地などの緑の空間は、市民の日常生活に憩いややすらぎをもたらすだけでなく、災害時における防災機能、環境保全や自然との共生、レクリエーション機能、景観形成、身近なコミュニケーションの場など、多様な役割を有しています。

このため、『暮らしの豊かさを実感できる「歩きたくなる」まち』の実現を目指し、本市の特性と公園・緑地などが有する多面的な機能を踏まえつつ、適切な配置と質の向上を図ります。



）公園・緑地の配置・整備の基本方針

都市公園等

- ・公園・緑地の新たな配置・整備、既存の公園・緑地のリニューアルの際は、体験型ワークショップなど、地域住民の計画・構想段階からの参加を促し、市民の愛着を育みながら公園・緑地の整備を推進します。
- ・既存の身近な公園・緑地においては、すべての地域住民が安全で気軽に利用できるよう、地域住民が主体となった草刈りや落ち葉の清掃などの維持管理を促すとともに、地域住民と行政が連携して防犯の視点も踏まえた植樹帯の変更などの維持管理を図ります。
- ・運動公園など、大規模な市民の憩い・レクリエーション拠点については、NPO団体や市民団体などの多様な主体と連携しつつ、計画的な維持管理を図ります。
- ・にぎわい交流拠点を中心とした県都の顔となるエリアにおいては、市民だけでなく、県民や県外の来訪者に憩いややすらぎを与え、都市の魅力が感じられる優れた緑化を重点的かつ総合的に推進します。

公共施設緑地

- ・市役所庁舎や学校教育施設などの公共公益施設は、市民との協働による積極的な緑化を推進し、公共施設緑地として適切に確保します。

民間施設緑地

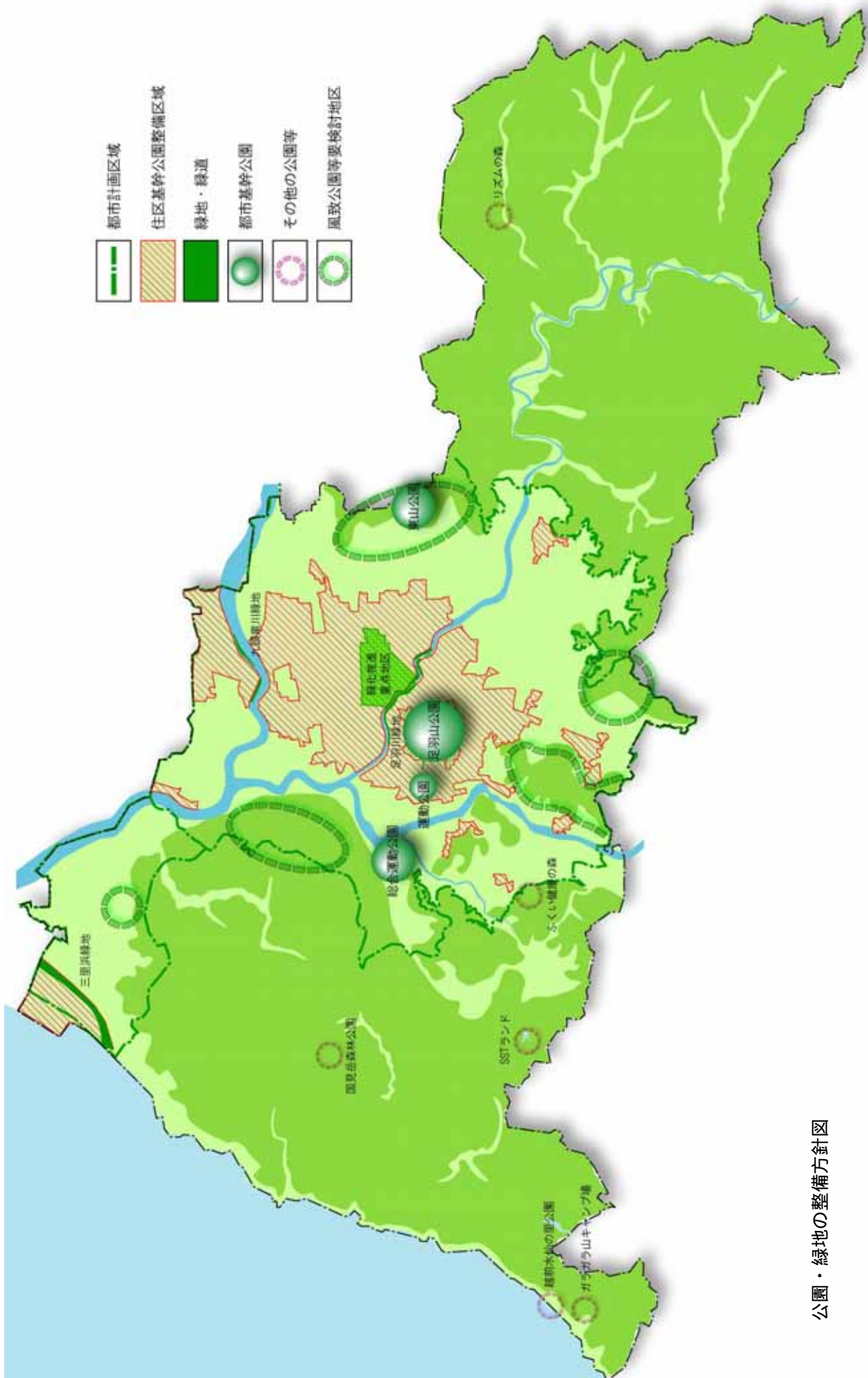
- ・地域のシンボルとなる大木を有し、地域住民の身近な憩いの場となる神社や寺院は、地域住民の主体性を基本としつつ、適切な維持管理や環境整備、樹木の保存方法などの検討を促し、身近な地域の貴重な緑として保全を図ります。

緑化推進重点地区

- ・JR福井駅を中心とした緑化推進重点地区では、市民と行政が協力・連携しつつ、自然や歴史資源などを活用した緑化、顔となる玄関口にふさわしいシンボリックな緑化、市民や来訪者にやすらぎや憩いを与える緑化を重点的かつ総合的に推進します。
- ・公共公益施設だけでなく、民間企業や個人の参加・協力を促しながら、屋上緑化や壁面緑化の推進を図ります。

公園、緑地の配置・整備方針

種 別		配 置 ・ 整 備 方 針	
施 設 緑 地	住区基幹公園	市民の安全で快適な日常生活を支えるため、地区の特性、公園の量や機能、誘致圏、分断要素等に配慮しつつ、環境保全やレクリエーション、防災、景観など緑が有する機能を踏まえて、適切な配置・整備を図ります。	
		街区公園	既存公園の再整備 従来の児童の遊び場から地域住民の幅広い利用に対応できるよう老朽化した施設の改修を図ります。
			新規公園の開設 量的充足・誘致圏等に配慮し、不足している地域での用地確保に努めます。
		近隣公園	市民などとの協働により、適切な維持管理を図ります。
		地区公園	市民などとの協働により、適切な維持管理を図ります。
	都市基幹公園	総合公園	足羽山公園、東山公園の拡充整備を推進します。
		運動公園	NPO団体や市民団体などとの協働により、適切な維持管理を図ります。
	その他の公園緑地	河川敷等の自然の保全を図りながら、レクリエーション利用にも供することのできる緑地の整備を促進します。 周辺山陵の自然や歴史資源を活用する歴史公園、風致公園、都市林等の特色ある公園の整備を検討します。	
地域制緑地等	風致地区	現行の3ヶ所に加え、市街地から良く見え、歴史資源の存在や校歌に詠まれるなどの保全の必要性の高い周辺山稜の樹林地の一部を指定していきます。	
	緑地保全地区もしくは保護樹林・樹木制度	農村景観を構成する鎮守の森や屋敷林のなかで、保全の必要性の高い樹林地を指定していきます。 区域の面積が1,000㎡を超える木竹の伐採については、景観法に基づく届出行為とし、周辺景観や生態系を考慮した景観形成基準の遵守を図ります。 市内に残る樹齢や樹容に優れた巨木や名木、地域のシンボルやランドマークとなっている樹木、地域住民に親しまれ、憩いや交流の場となっている樹木などについては、地域の特色ある景観形成の資源として、景観重要樹木として指定するなど、良好な保全を図ります。	



公園・緑地の整備方針図

）都市緑化の基本方針

花や緑で彩られた心やすらぐまちづくりを推進するため、市民と行政が協働して積極的な緑化に取り組めます。

市民は、身近な公園の維持管理や美化活動の推進、地区計画制度や緑地協定などを活用した地域住民主体のルールづくりなど、身近な緑化を積極的に推進します。

行政は、公共公益施設の積極的かつシンボリックな緑化などにより、市民の緑化活動を先導するとともに、地域の玄関口を彩る花壇や植樹柵など、地域住民グループやボランティア団体等による四季の彩りを創造する新たな緑化活動を支援し、地域の特性や景観に応じた緑豊かな魅力的なまちづくりを推進します。

新田塚ふれあい公園友の会による
公園の整備・管理



上文殊地区地域住民による花壇整備



4 . 河川の整備方針

）基本的な考え方

河川は、洪水氾濫などによる災害から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせることを基本としつつ、貴重なまちづくりの資源として、周囲の自然環境や景観、生態系などとの調和、人々の河川とのふれあいの機会の創出などに配慮しつつ、優れた都市環境として適切に整備・活用を図ります。

特に、市民の生活に身近な河川や用水は、地域の特性等に配慮しつつ、地域住民や関係機関と連携・協働した整備・活用を図ります。

）整備・活用方針

安全・安心な社会基盤としての整備

- ・九頭竜川、日野川、足羽川については、洪水時における水位が市街地より高くなるため、安全・安心を目指した河道整備を推進します。
- ・足羽川の総合的な治水対策のため、足羽川ダムの建設を推進します。
- ・九頭竜川、日野川、足羽川の河道や樋門、内水排除ポンプの整備を推進し、市街地での内水氾濫被害の軽減を図ります。

貴重な水と緑の空間としての積極的活用

- ・地域の特性等に配慮し、景観との調和、親水空間の確保、水生動物との共存を図ります。
- ・光明寺用水、底喰川、馬渡川などにおいては、水と緑のネットワーク整備事業により、身近にふれあえる水辺をまちなかに取り戻します。
- ・貴重な自然資産である「里川」の環境や景観について、地域住民自らの手によって守る活動を推進します。

5 . 下水道の整備方針

）基本的な考え方

下水道は、衛生的で快適な都市環境の創出、公共用水域の水質保全に向けて、まちづくりを進めるための各種事業・計画などとの整合を図り、その進捗状況に合わせて、都市の基盤施設として着実に整備を進めます。

）整備の方針

- ・地形条件や住宅立地状況などを踏まえ、公共下水道（単独、流域関連、特定環境保全）、集落排水、合併処理浄化槽の各事業を選択し、市内全域の汚水処理施設整備を合理的かつ効率的に推進します。
- ・合流地区においては、老朽化した管渠、ポンプ場等の改築・更新等を進めて下水道施設の機能改善を図り、都市型浸水の防止等に努めます。

第4節 身近な生活空間づくりの方針

1. 防災都市づくり

) 基本的な考え方

福井市は、昭和23年の福井地震に見舞われ多くの人命と財産が失われ、平成16年には福井豪雨による甚大な被害を受けた都市であるため、防災面には特に配慮した都市づくりを推進していきます。

(世界震災都市会議福井市宣言より)

防災の主体はそこに住む人々である。

防災は人々に安心を提供することが使命である。

地震防災の第1の目標は被害を発生させないことである。

地震防災の第2の目標は被害が発生してもその社会的影響を最小限にすることである。

防災における国際協力には都市間の直接協力の領域がある。

福井市は、市街地内を中心として、先行的・計画的な都市基盤整備や防火地域・準防火地域の指定などにより、火災には比較的強い市街地が形成されています。しかしながら、水害や地震への対策は十分でない点が見られるとともに、今後も集中豪雨の頻発が予測されるなど、予測を上回る規模の自然災害の発生も懸念されています。

このため、行政は河川改修や市街地の浸水対策をはじめとする公共施設整備、市民は日常的な防災意識の向上や防災体制の整備・強化をはじめとする防災・減災に向けた主体的な取り組みなど、あらゆる主体が互いの役割と責務を共有し、主体的な活動を実践することにより、災害に強い都市づくりの実現を図ります。

) 整備の方針

自然災害の防止・被害軽減対策の推進

- ・水害対策として、治山・治水事業を推進します。
- ・駐車場や宅地内の舗装を透水性にするなど急激な排水を抑制し、都市内浸水の低減を図ります。
- ・洪水氾濫等による災害から貴重な生命・財産を守り、地域住民が安心して暮らせるよう社会基盤の整備を図ります。また、地域の個性や活力を実感できる川づくりを目指すため、関係機関や地域住民と共通の認識を持ち、連携を強化しながら、治水・利水・環境に関わる施策を総合的に展開します。
- ・急傾斜地崩壊防止施設等の計画的な設置や開発業者への適切な指導などにより、急傾斜地の崩壊防止や造成地の災害防止を図ります。
- ・特に危険度が高く、治山・治水事業だけでは災害防止が困難な区域については、地域住民の理解と協力を促しながら、新たな建築活動の規制などを検討します。
- ・雪害を最小限に抑える計画的な雪対策の充実・強化を図ります。

災害に強い都市基盤の整備推進

- ・既存ストックを十分に活用しつつ、不足する地域では新たに公園や道路などを整備し、安全な避難所や避難路の確保に努めます。
- ・特に、市街地では、基礎生活圏や2次生活圏ごとに防災拠点や避難所に安全に避難できる避難路を確保します。
- ・電気、ガス、上下水道などのライフラインや情報伝達網の耐震化整備、非常用の貯水施設の設置、橋梁の長寿命化など、災害に強い基盤整備を進めます。
- ・重層的な広域交通ネットワークの形成など、近隣市町と連携しながら広域的な防災体制の維持強化に努めます。
- ・防災拠点や輸送道路沿道などを対象とした用途地域の見直しや防火地域・準防火地域の拡大により、災害に強い安全な市街地形成を進めます。

建築物の耐震化・防火の推進

- ・木造住宅が密集する既存の市街地などにおいては、建替え時に不燃化や耐震化を促進するとともに、敷地内のオープンスペースの確保や緑化を推進し、防災性の向上を図ります。
- ・特に、中心市街地では、オープンスペースの確保や建物の耐震性などの向上を図るため、市街地再開発事業や優良建築物等整備事業の促進を図ります。
- ・災害時の避難所となる公共公益施設、緊急輸送道路沿道の建築物、収容人員の多い用途の構造物について、耐震診断や耐震改修の促進を図ります。
- ・耐震診断に関する相談などの支援を行いながら、個人住宅の耐震化への取り組みを着実に推進します。
- ・窓ガラスや外装タイル等の落下、大空間建築物の天井崩壊、ブロック塀の倒壊など、二次的被害の発生防止を図ります。

身近な地域における防災意識の向上と防災体制の確立

- ・地域の安全は地域住民が主体となって守ることを基本としつつ、地域、関係機関、行政が協働しながら防災体制の整備・強化を図ります。
- ・市民一人ひとりの防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織の育成・整備を図り、地域に密着した迅速な初期防災体制の構築を図ります。
- ・高齢者や障害者、要介護者などの災害時要援護者を含めた地域ぐるみの防災体制の確立を図ります。
- ・災害に関する情報の収集・伝達を迅速かつ適切に行うため、防災行政無線の整備推進を図ります。また、CATVやホームページ、広報車等を活用し、市民への情報伝達に努めます。
- ・防災マップなどの作成・配布など、避難所や浸水被害、土砂災害などの情報提供に努めるとともに、平常時からの食料や防災器具の準備などを促します。
- ・学校教育や社会教育の場、広報活動などを通じて、災害についての適切な知識を伝えるとともに、地域住民への継続的な防災意識の高揚と知識の普及に努めます。

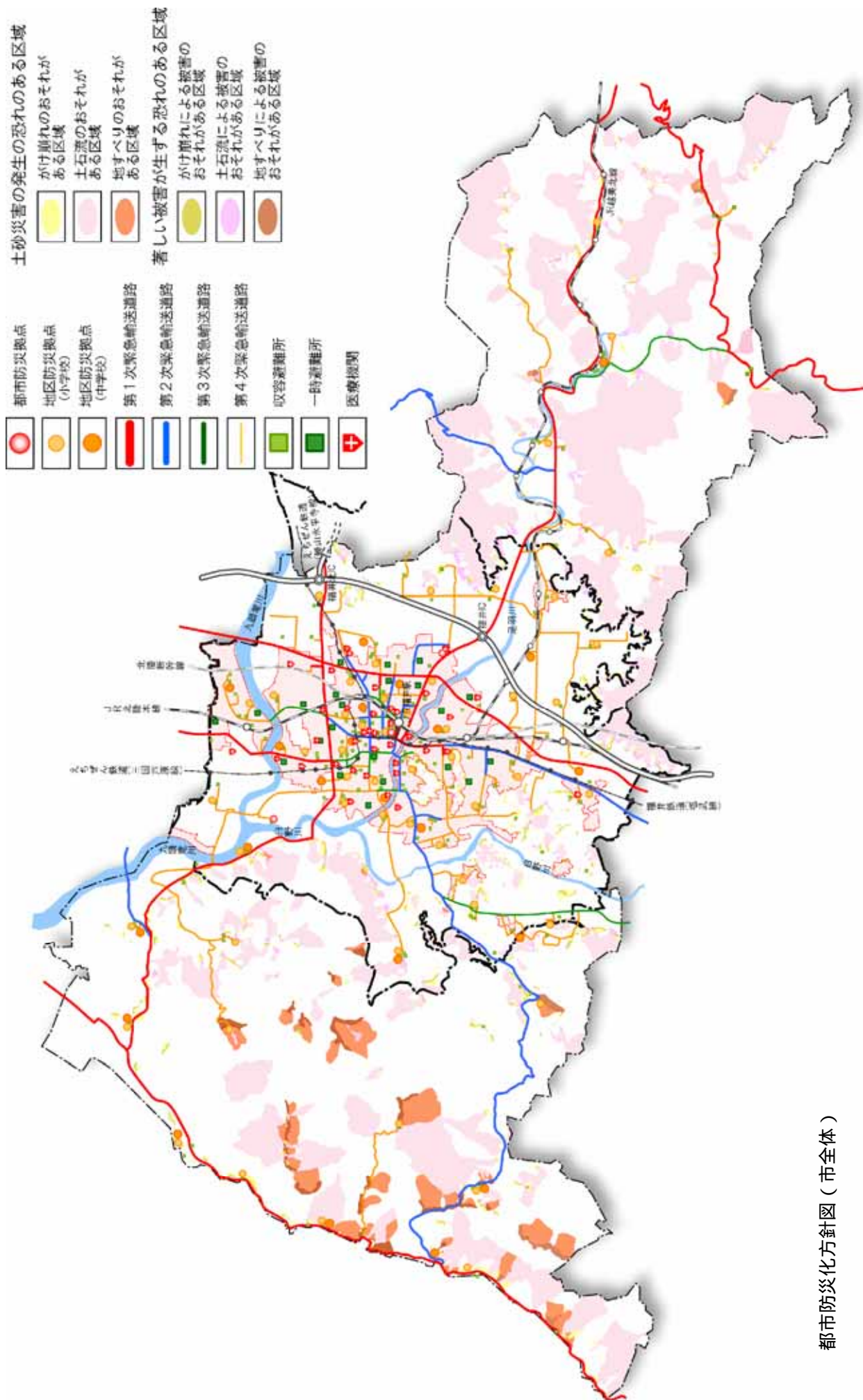
都市の防災化

- ・災害が発生する以前から、既存ストックを最大限に活用した都市の防災化を強化・充実することにより、人命確保はもちろんのこと、二次災害の防止や迅速な救援活動など、災害時における被害軽減を図ります。

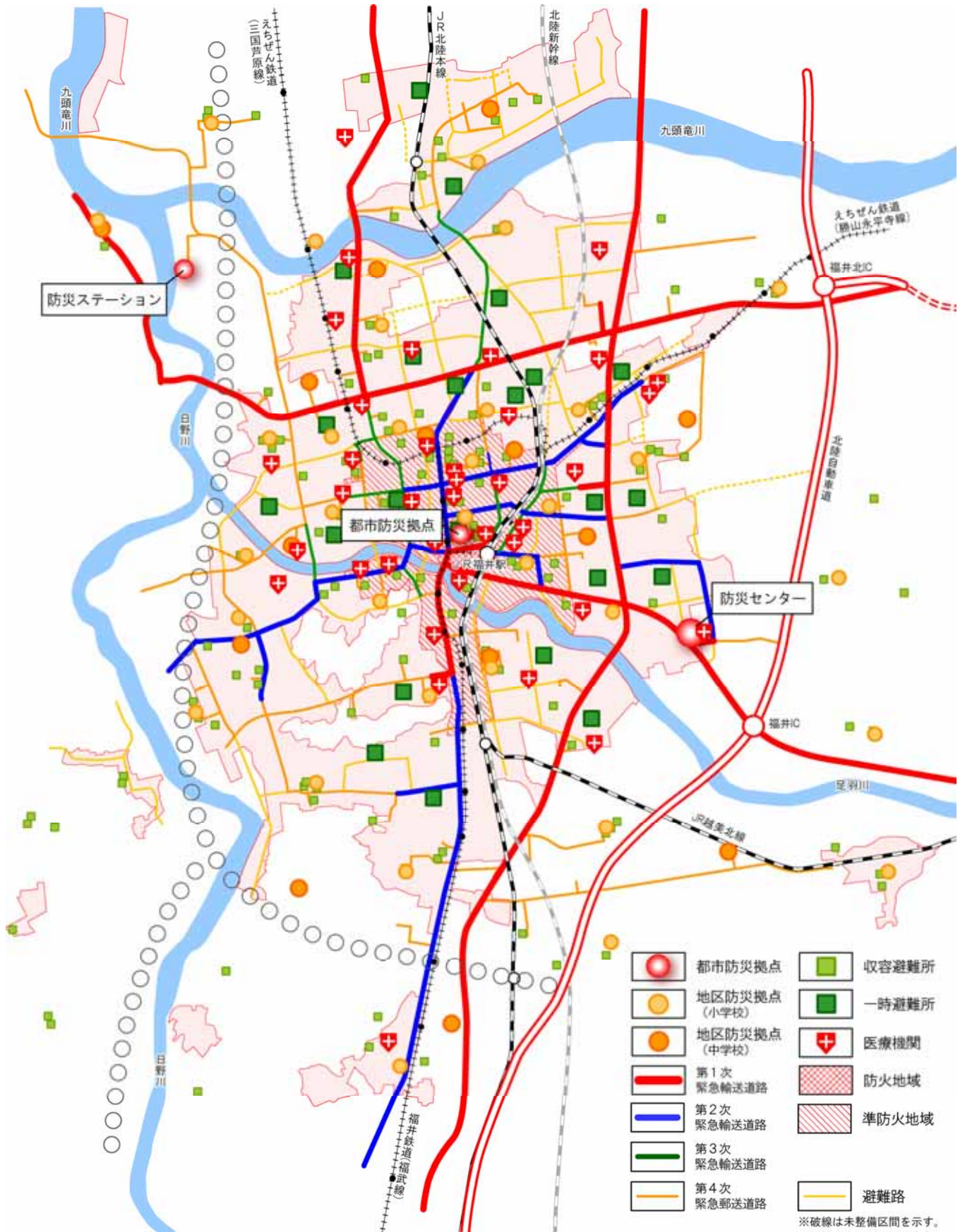
種 別		防災化の方針
拠 点	都 市 防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・被災時における危機管理の拠点として、市役所および防災センターを都市防災拠点として位置づけます。 ・被災時における緊急物資輸送の拠点として、防災ステーションを位置づけます。
	地 区 防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎生活圏レベルの主要な収容避難所、身近な防災活動の拠点として、各公民館および各小中学校を位置づけます。 ・これらの拠点施設および周辺の建築物の不燃化、耐震化を図るとともに、非常用の貯水施設の設置と維持管理を推進します。
(*1) 軸	第 1 次 緊急 輸送道路	・隣接する県を結ぶ広域的な道路、生活圏相互間を結ぶ道路、県庁・市役所・消防本部・救急病院などの最も重要な防災拠点を結ぶ道路となる高速自動車道国道、一般国道を中心とする基幹輸送道路を位置づけます。
	第 2 次 緊急 輸送道路	・合同庁舎や土木事務所、警察署などの防災拠点と第1次緊急輸送道路を結ぶ導入幹線輸送道路を位置づけます。
	第 3 次 緊急 輸送道路	・第1次緊急輸送道路と第2次緊急輸送道路とその他の防災拠点を連絡する道路を位置づけます。
	第 4 次 緊急 輸送道路	・福井市地域防災計画における防災拠点施設と第1次～第3次の緊急輸送道路を結ぶ主な道路を位置づけます。
(*2) 避 難 所 等	収 容 避 難 所	・収容施設を有する避難所として、公民館、学校、保育園等の公共建築物を位置づけます。
	一 時 避 難 所	・一時的な避難所として、市が管理するすべての公園を位置づけます。
避 難 路		・災害の規模・状況に応じ、その都度、上記の中から避難所が開設されます。
		・避難時の安全な道路として、広幅員の都市計画道路や主要地方道を位置づけます。

*1) 福井市建築物耐震改修促進計画を参照

*2) 避難所等は、「福井市地域防災計画」を参照



都市防災化方針図（市全体）



市街地防災化方針図

2. 住み良い環境づくり

【公共公益施設の整備】

）基本的な考え方

公共公益施設には、市域を越える活発な交流や連携を誘発していく上で欠かせない広域的な施設のほか、自由に行動できる日常生活を支える上で欠かせない身近な施設があり、これらの立地は都市づくり、地域づくりに大きな影響を与えるものです。

このため、これら施設の立地に当たって、利用の圏域や対象などに配慮しつつ、周辺の土地利用や交通環境に与える影響なども十分検討する必要があります。

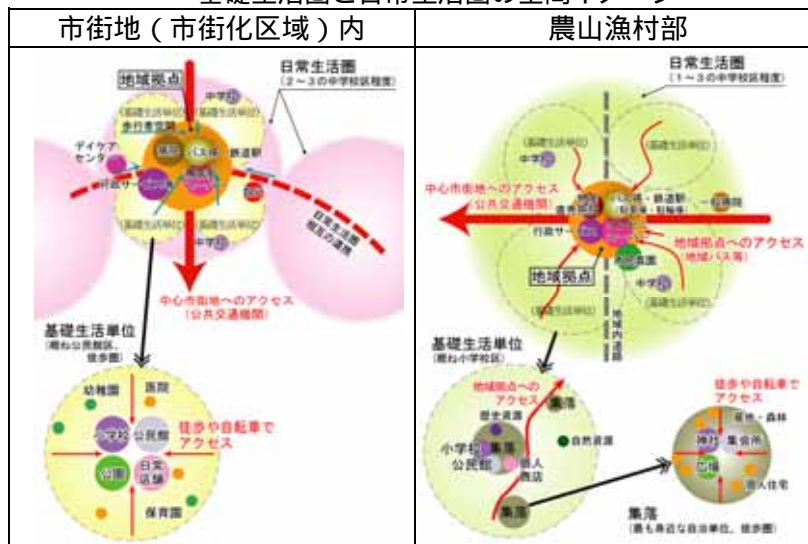
）立地誘導の考え方

- ・にぎわい交流拠点である中心市街地では、その優れた立地条件や移動環境を活かして、交流の核となる公共公益施設の立地誘導とともに、郊外部に分散立地した広域的施設の集約化を検討していきます。
- ・日常生活に密着した公共公益施設は、利用対象者の規模に応じて日常生活圏（2～3の中学校校区程度）、基礎生活単位（概ね公民館区、徒歩圏）に区分し、市街地では、それぞれごと、あるいは2～3の圏域ごとに1ヶ所として整備を図ります。また、地域拠点など、徒歩や自転車、公共交通機関による施設利用ができることを基本とし、施設周辺やアクセス路において安全で快適な歩行者・自転車利用者空間の確保を図ります。

機能分担のイメージ（市街地）

機能種別	交流拠点等で分担	日常生活圏、幾つかの日常生活圏で分担	基礎生活単位で分担
対象	全市(Monthly～)	(Weekly)	公民館区程度(Daily)
行政サービス機能	公務(市役所・県庁・国出先機関)、情報センター等	現サービスセンター等の一般窓口等	
文化・コミュニティ機能	劇場、音楽ホール、コンベンションホール、中央美術館・博物館・図書館・体育館、産業展示館、カルチャーセンター、コミュニティカレッジ、生涯学習センター等	地域図書館、地域スポーツセンター、地域交流センター等	地区公民館
医療・福祉機能	中央病院、保健センター等	一般病院やデイケアセンター等	医院・診療所等の日常的な医療サービス機能、児童館
教育機能	大学、専門学校等	中学校	小学校
その他	中央公園、高次商業・業務集積	公園(地区公園レベル)、近隣商業集積又はショッピングセンター	公園(近隣公園レベル)、日常的な商業サービス機能(店舗・銀行等)

基礎生活圏と日常生活圏の空間イメージ



【住宅、住環境の整備】

）基本的な考え方

住宅、住環境を整備していくことは、都市づくりの原点です。

福井市では、安全な住環境の確保を大前提としつつ、公営住宅だけでなく、民間事業者と協力しながら、本格的な超高齢社会に対応した居住水準の向上、低炭素社会や循環型社会の構築に向けた良質な住宅ストックの拡大を目指すとともに、家族構成やライフスタイルに合わせた住み替え行動の促進のためにこれらのストックの有効活用を図ります。特に、まちなか居住や3世代同居など、福井市の特長をさらに高めていくための住宅、住環境の整備に取り組みます。

また、地域特性を活かした住環境整備を基本としつつ、地域との協働のもと、恵まれた自然環境と共生した暮らしへのニーズに対応する2地域居住や移住などを視野に入れた住環境整備を推進します。

）整備の方針

都心や地域拠点、公共交通と連携した居住の推進

- ・まちなか地区において、二世帯型戸建て住宅や共同建て住宅の建設、地域優良賃貸住宅（一般型・高齢者型）の建設や家賃に関する支援を行い、良質な住宅整備、取得を推進すると共に、既存の戸建て住宅や共同住宅のリフォームを支援し、ストックの有効活用を図ります。また、住民や地主、大家の主体的な取り組みを促進するために、アドバイザーの派遣などによる支援に取り組みます。
- ・地域拠点、公共交通と連携した地域においては、良質な持家の取得・改善を推奨すると共に、地域優良賃貸住宅（一般型・高齢者型）の建設や家賃に関する支援など、民間事業者と協力した住宅供給の誘導に取り組みます。
- ・まちなか地区や地域拠点、公共交通と連携した地域を対象として、地域住民の発意による住宅計画や街並み景観、低・未利用地の活用策などに関する主体的な検討を支援し、地域の活性化や住環境の改善などを推進します。

その他、計画的な住宅施策の推進

- ・良質な木造住宅の普及及び県産材の活用を目的とした住宅の取得、改善を支援する「県産材を活用したふくい住まい支援事業（県事業）」の活用促進を図ります。
- ・福井市住宅基本計画における市営住宅の活用方針に基づき、多様なライフスタイルに対応するため、エレベーターの設置や適切な維持保全、計画的な建替えなどを推進します。
- ・今後とも空き家住宅の増加が想定されるため、まちなか居住などの政策との連動も考慮しつつ、性能表示制度や住宅性能保証制度などを積極的に活用するなど、良好な住宅ストックの循環利用の促進を図ります。

3. 福祉、健康のまちづくり

）基本的な考え方

福井市は、子どもから高齢者、障害者などを含めて、市民一人ひとりがその個性と能力を發揮し、社会のあらゆる活動に自由に参画し、自己実現を図っていける都市づくりを推進します。特に、ハード・ソフトの両面から、すべての市民が自由に、安全で快適に暮らせる環境整備を図ります。

また、スポーツ・レクリエーション施設の積極的な活用促進、日常的な健康づくりの支援などにより、すべての市民が健康でいきいきと暮らせる都市づくりを推進します。

）整備の方針

一体的・総合的なバリアフリー施策の推進

- ・福井県福祉のまちづくり条例に基づく公益施設・特定施設に対し、障害者、高齢者等すべての人が、安全かつ円滑に利用できる整備水準の適合の推進を図ります。
- ・中心市街地など交流の拠点となる地域では、公共交通駅や市役所庁舎、歩行者空間だけでなく、公園や路外駐車場、福祉施設なども含めて、一体的・総合的なバリアフリー化整備を推進します。
- ・公共交通機関相互の円滑な乗り継ぎ利便性の向上など、気軽に歩ける範囲の中で日常生活を過ごすことができる環境整備を図ります。
- ・路面電車やバスなどの低床車両の導入や駅などの交通結節点の歩行環境の改善などに加え、分かりやすい乗り場や乗継経路の案内、人による情報提供などのソフト施策の充実を図ります。
- ・道路、公園、民間敷地などの一体的・連続的な歩行空間の確保を促進する施策の検討・実施などにより、安全で快適な歩行者空間の整備を推進します。
- ・ハートフル専用パーキング利用証制度（県事業）など、福祉の都市づくりを支える環境づくりを推進します。

住宅や住環境のバリアフリー化の推進

- ・超高齢社会の到来に対応した住宅施策の実現に向け、高齢化に対応した市営住宅の建替えや改善によるバリアフリーを推進します。
- ・一般住宅においても、高齢者や障害者向けのバリアフリーの推進を図ります。
- ・地域優良賃貸住宅（高齢者型）補助事業により、民間の高齢者住宅の充実を推進します。
- ・身近な公園施設の定期点検や維持管理など、子どもを安心して育てることができる安全で快適な住環境の整備を推進します。

健康都市づくりの推進

- ・スポーツを通じた「明日の健康づくり」を推進するため、市スポーツ公園や県運動公園、福井市体育館、地域体育館などの活用促進を図ります。
- ・足羽山、八幡山、兎越山、三里浜ハマナス公園など、健康づくりに役立つ公園や遊歩道、サイクリングコースの整備・充実、維持管理を推進します。
- ・市街地内では、市民が日常的に健康づくりに取り組めるよう、歩道や自転車道の整備・充実を図ります。
- ・地域の身近な公園や公民館などにおいては、ふれあいや交流、健康づくりの場・機会づくりを推進します。

第5節 新たな交流・連携づくりの方針

将来都市像に掲げる『暮らしの豊かさを実感できる「歩きたくなる」まち』を実現するため、都市の魅力や活力を高め、多様な連携や交流を育む都市づくりを推進します。

1. にぎわい交流の拠点づくり

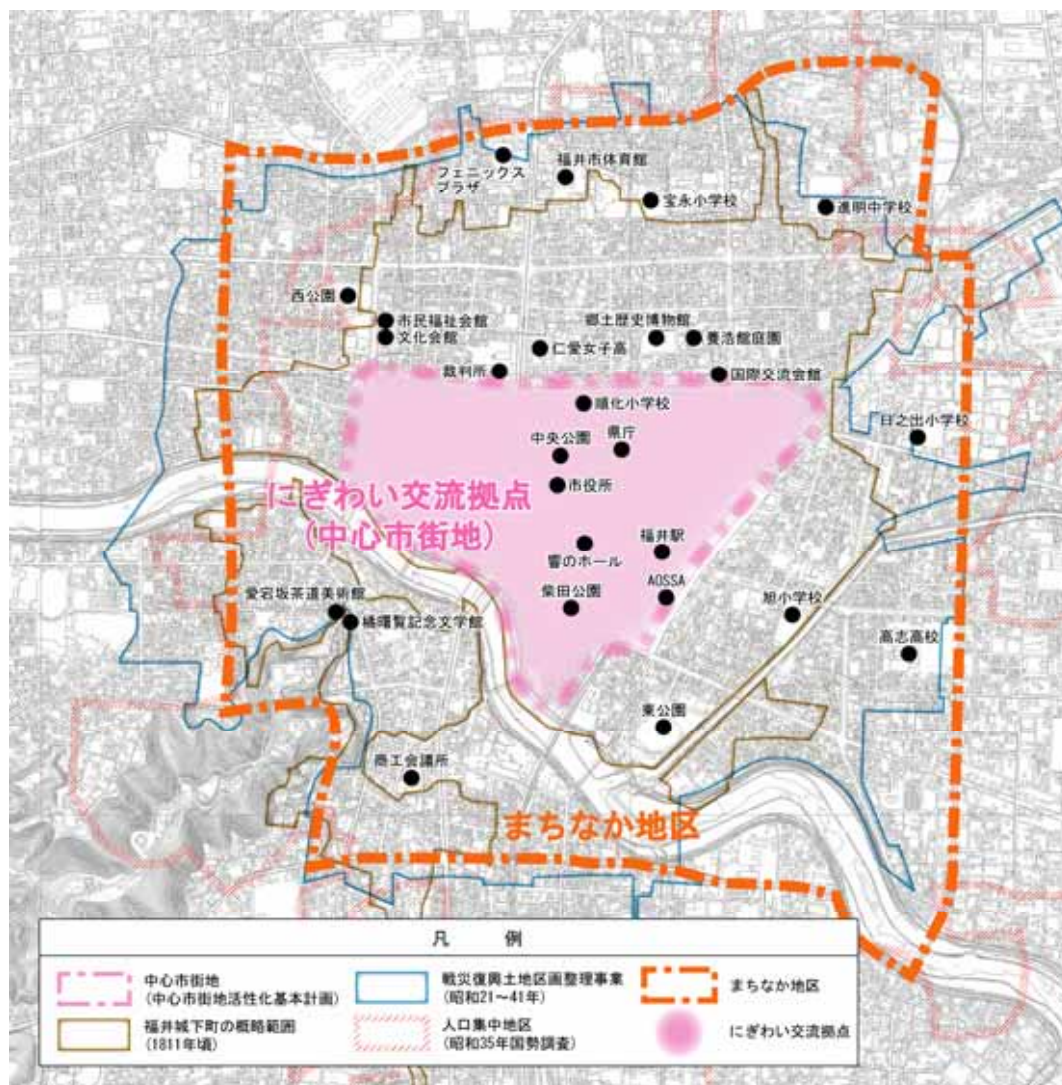
）まちなか地区、にぎわい交流拠点の設定

都市計画マスタープランにおいては、概ね以下のような歴史の変遷で定義される範囲をまちなか地区として考えます。

歴史的 変遷	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の市街地が形成される礎となった福井城下町（江戸中期～後期）の範囲 ・明治以降、福井市の都市構造をダイナミックに変えることとなった最初の面的な基盤整備である戦災復興土地地区画整理事業の範囲 ・現在の既成市街地の定義となる昭和35年D I D（人口集中地区）の範囲
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

これまで、まちなか地区は、福井県及び福井市の社会経済活動の中心的役割を果たしてきた地区であり、商業・業務・居住機能や交通結節機能などが集積しています。しかし、近年、夜間人口の減少や高齢化の進展、商業活動の衰退・空洞化が進行しています。

また、まちなか地区の中心的な拠点となるJR福井駅を中心としたエリアを県都の活力を支えるための「にぎわい交流拠点」である中心市街地として位置づけます。



）まちなか地区の整備の方針

人を引きつける魅力を高める

まちなか地区には、多くの人々が集うことのできる魅力的な場所が必要です。

建築物の共同化や複合化、高層化や大規模化により、商業・業務・公共公益（文化・福祉等）機能の集積を図るとともに、個々の店舗や事務所、施設の魅力を高め、人々が集いにぎわう魅力的でシンボリックな空間を創出します。

また、質の高い都市基盤整備を計画的に進めながら、福井駅西口中央地区などの民間活力を活用した再開発・高度利用の推進や、都市機能の集積の波及効果と公共交通との連携を強化するための路面軌道沿道の土地利用の高度化を促進し、福井市さらには県都の玄関口にふさわしい拠点づくりを推進します。

福井駅周辺には、福井市及び県内の観光や産業に関する情報の発信や特産品等の紹介などの機能を誘導します。

回遊の魅力を高める

まちなか地区では、行き交う人々が主役です。

主要な機能をネットワークする歩行者空間を確保するとともに、水や緑を活用したオープンスペースや人だまり空間の確保、表と裏をつなぐ路地空間の確保、無電柱化や歩道の整備などによって、歩いて楽しめる空間を創出します。

また、地域の景観特性と調和した良好な景観の形成や、光を活かした魅力的な夜間景観の創出とそれらを楽しむ回遊ルートの設定、「歴史のみち」を活用した足羽山や足羽川、福井城址などの地域資源を活かしたネットワークづくりなどにより回遊の魅力を高めます。

人を集める

まちなか地区は、誰に対してもどこからでもアクセスしやすくなければなりません。

北陸新幹線の早期の福井駅開業を目指し、整備促進を図ります。JR福井駅周辺においては、新幹線の利用者や様々な交通手段でアクセスする市民の利便性を確保するために、公共交通機関の結節機能強化や駅前広場の整備を進めます。

路面電車のLRT化整備や高頻度運行を実現し、コミュニティバス、路線バス等の維持・充実などの公共交通機関の充実により、市内全域、さらには県内、県外から、来街者がどんな交通手段でも集まることのできる取組みを推進します。

都市型居住を推進する（都心に住む魅力を高める）

まちなか地区の活力を支えるのは、そこに生活する人たちです。

概ね戦災復興土地区画整理事業の範囲で、かつては約55,000人（S40～55）を擁していましたが、現在は約35,000人にまで減少しています。

まちなか地区には、自動車だけに頼らなくてもよい、各種施設利用の利便性が高いライフスタイルがあります。この都心ならではの住まい方を今一度見つめ直し、居住人口の回復を図ります。このため、空洞化が進む市街地において、土地の集約化や組み換え・整序を促進して都市型住宅の立地を誘導し、住民が主体となった緑とコミュニティにあふれる居住空間の創出に留意しながら、多様な世代が居住できる魅力ある住宅の供給を促進します。

関わる機会を増やす

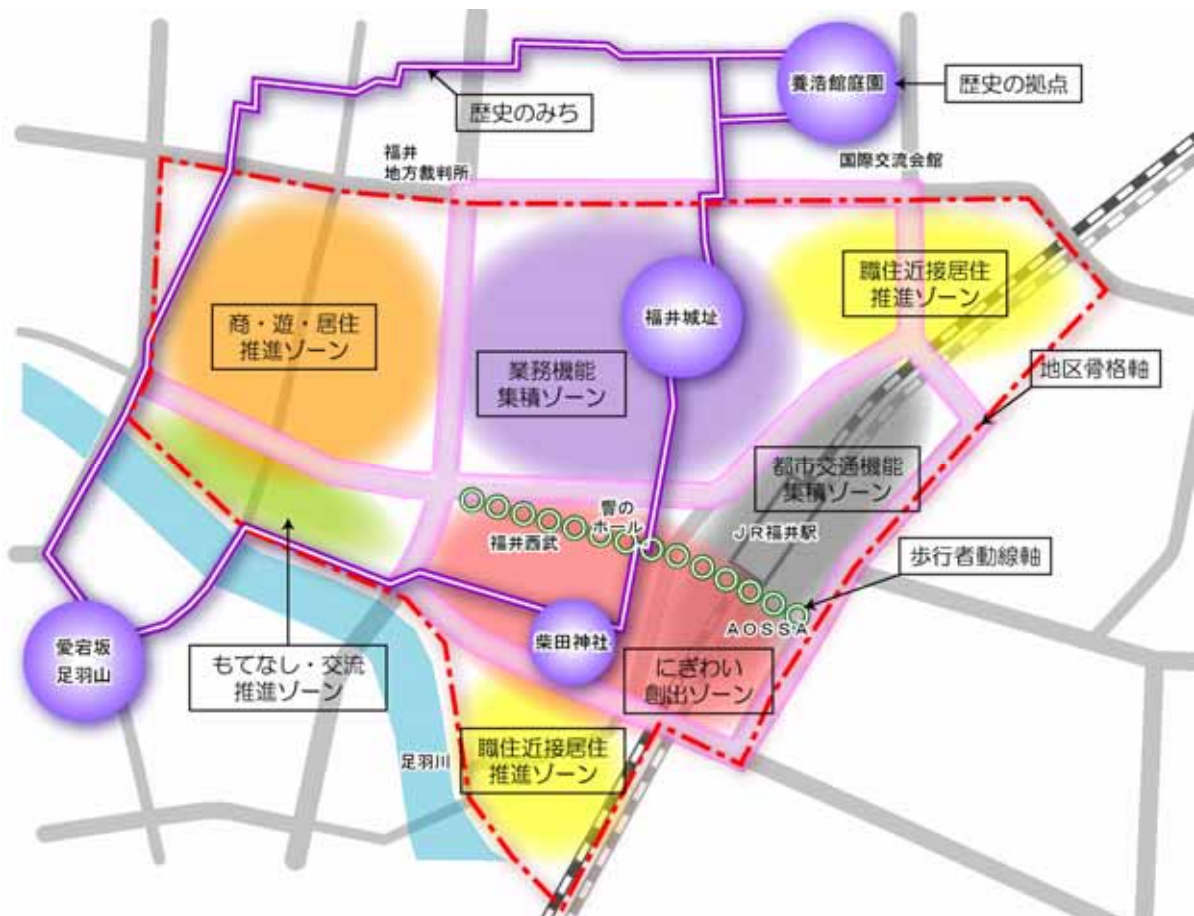
中心市街地を含むまちなか地区は、県民共有の財産です。

県都の中心として、市民や来街者など、多くの人々がまちに関わり、楽しみ、誇りと愛着が育まれるよう、事業者やまちづくり団体などの多様な主体がともに創意工夫を重ねながら、協働により魅力的な取り組みを展開します。まちなか地区の魅力や活力を高めるための都市基盤整備や各種計画策定などの様々な機会において、広く市民の参画を図るとともに、市民主役の活躍の場づくりに向けた検討を行います。

) にぎわい交流拠点の活性化

にぎわい交流拠点では、中心市街地活性化基本計画の方針、目標を踏まえ、にぎわい交流拠点の将来イメージとして、以下のような6つのゾーン及び3つの軸を設定します。

(6つのゾーンごとの基本方針、3つの軸ごとの基本方針は次ページのとおり)



にぎわい交流拠点の将来イメージ



歩行者動線軸（駅前電車通り）

6つのゾーンごとの基本方針

区 分	方 針
都市交通機能 集積ゾーン (JR福井駅周辺)	<ul style="list-style-type: none"> ・A O S S A や福井駅西口中央地区再開発事業など、広域的な商業、業務、文化機能等の集積を推進していきます。 ・JR福井駅を中心として多様な交通手段によって来街できるよう、交通結節機能を強化します。 ・駅や商店(街)などが近くにあることの利便性を生かして都心居住を促進します。
にぎわい創出ゾーン (中央1丁目周辺)	<ul style="list-style-type: none"> ・大型店や専門店、飲食店など多様な業態の商業機能の集積を推進し、中心市街地内外からの来街を図ります。 ・響のホールや県民ホール、西口中央地区再開発ビルを中心に、文化機能の集積を推進します。 ・地区骨格軸とともに、魅力ある都市景観の創出を図ります(シンボルロード、駅前電車通り、アップルロード周辺、駅前南通り、北の庄通り)。
業務機能集積ゾーン (大手2、3丁目周辺)	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関や企業のオフィスなどの業務機能の誘導を推進します。 ・福井城址や中央公園などの歴史、憩いの空間と調和した街並みの形成を図ります。
商・遊・居住 推進ゾーン (順化1、2丁目周辺)	<ul style="list-style-type: none"> ・老舗の専門店や福井の食を堪能できる飲食店など、昼夜を通じた賑わいを創出するために、商業、業務、娯楽機能の誘導を推進します。 ・商業、業務、娯楽機能が身近にあり、都市の賑わいが感じられる住宅地を形成します。
もてなし・ 交流推進ゾーン (中央3丁目周辺)	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の利便性を享受し、足羽川、足羽山などの福井の自然に触れ合うことができる都心居住を推進します。 ・特に浜町界隈においては、福井に訪れた人をもてなし、交流を深めることができる機能の維持・向上、及び景観の形成を図ります。
職住近接 居住推進ゾーン (大手1、2丁目周辺、 中央2丁目周辺)	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な居住環境を創出するために、商業、業務機能などとの調和を図ります。 ・商業、業務機能と調和しながら、職住近接の受け皿としての住宅地を形成します。

3つの軸ごとの基本方針

区 分	方 針
歩行者動線軸	<ul style="list-style-type: none"> ・A O S S A、プリズム福井、西口中央地区再開発ビル、響のホール、福井西武を結ぶ線を「歩行者動線軸」として位置づけ、この軸での歩行環境の充実と、より一層の店舗等の魅力向上を図ります。 ・歩行者動線軸の効果を周辺商業地へ波及させるために、店舗などの魅力向上や景観の維持・向上による回遊性の向上を図ります。
地区骨格軸	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地内の主要な移動経路、周辺街区からの集散道路として、自動車の円滑な交通処理を図ります。 ・歩行者、自動車等の通行環境の向上を図ります。 ・鉄道による中心市街地への来街環境を向上します。 ・魅力ある都市景観の創出を図ります。
歴史のみち及び拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の歴史・文化の拠点として、福井城址、柴田神社などの魅力の向上を推進します。 ・福井城址については、周辺の施設等の活用・連携を図りながら拠点の形成を目指します。 ・拠点間を結ぶ道路としての「歴史のみち」は、拠点間の回遊性の向上を目指します。

2. 市街地と周辺農山漁村地域との交流づくり

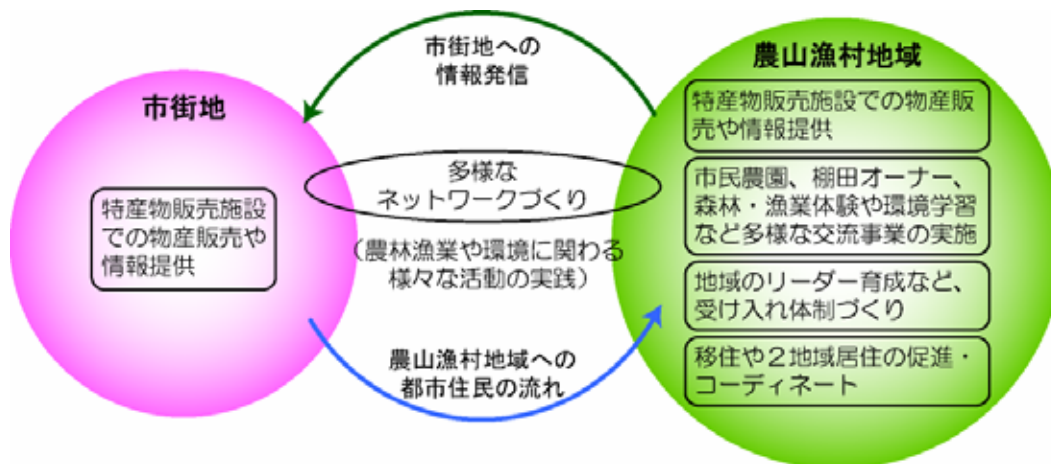
）基本的な考え方

福井市は、昭和 45 年の区域区分により市街化区域を設定しており、その周辺においては、一団の水田地帯や里山環境、海岸環境が残り、自然を身近に感じることができる環境が形成されています。また、これらの農山漁村地域は、食料の生産・供給の場としてだけでなく、多くの人々の憩い・レクリエーションの場などとして積極的に活用し、地域コミュニティの活性化や適切な土地利用誘導に取り組むことが求められています。

市街地と周辺の農山漁村地域とが多様な主体・多様な活動を通じて交流・連携することにより、やすらぎと暮らしの豊かさを実感できる都市づくりを推進します。

）交流・連携づくりの方針

- ・集落の高齢化が進むなかで、地域住民だけで農山漁村地域が有する棚田や海岸などの自然景観やこれらの自然と調和した美しい集落景観などを維持することは困難になることが予測されます。そのため、都市部の住民との交流・連携を積極的に進めながら、農山漁村部の集落環境の保全と活用に取り組みます。
- ・特産物販売施設や市民農園の整備、体験プログラム、グリーンツーリズムやブルーツーリズムなど都市と農山漁村の交流・連携を推進するとともに、地域の受け入れ体制づくりなど、持続的なネットワークづくりを支援します。
- ・農林漁業の体験活動などの交流や連携を通じて、地産地消や食育の推進を図ります。
- ・日常生活を支える貴重な自然環境としての価値を共有し、農山漁村地域だけでなく、市街地地域を含めた多様な関心を有する人々による N P O 団体などの管理の主体づくりに取り組みます。



市街地と農山漁村部との交流・連携イメージ

）定住推進のための取り組み方針

- ・空き地については、隣地所有者との一体的利用や、周辺住民をはじめ、他地域との交流や連携資源となる農園・菜園などへの活用など、地区の実情に応じた活用を検討します。
- ・空き家については、移住や2地域居住の受け皿として、優れた自然環境を有する山間部や海岸部などの立地条件をうまく活かしながら、恵まれた自然環境で暮らしたい方へのニーズに応えていきます

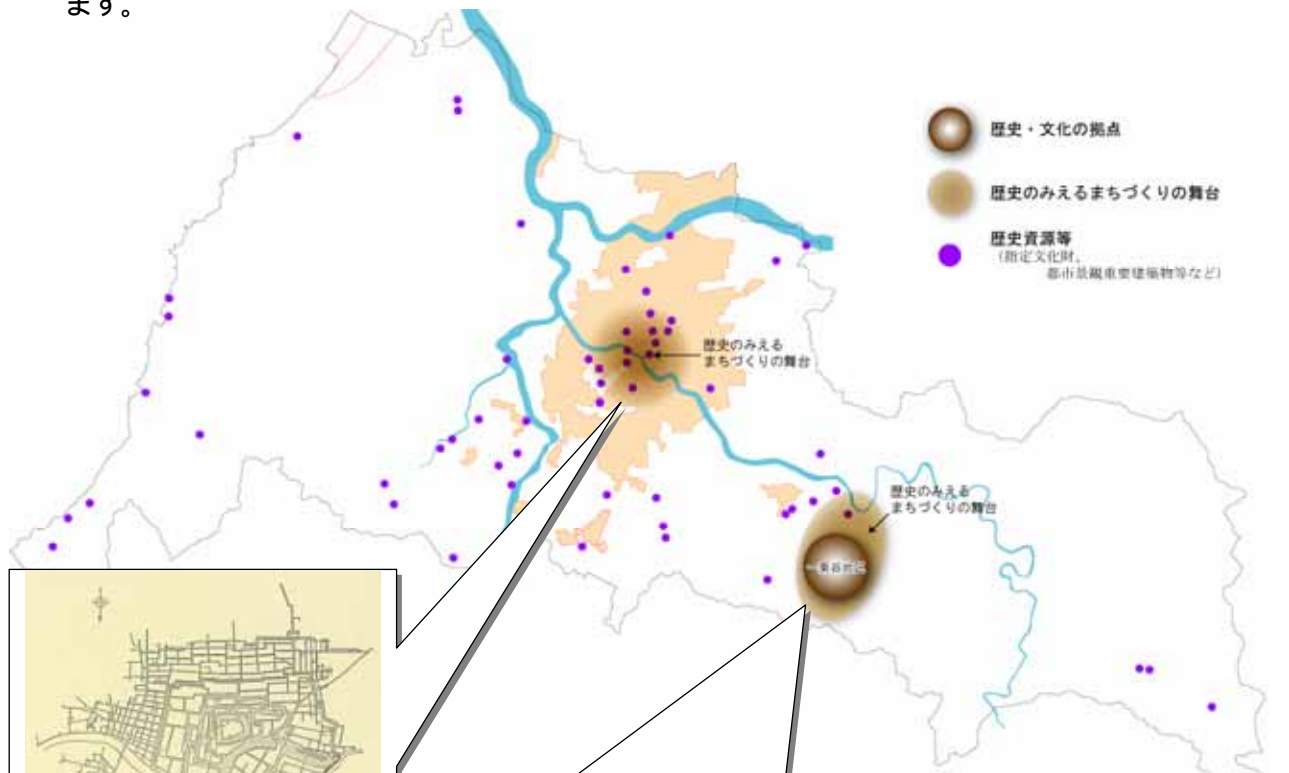
3. 歴史のみえるまちづくり

）基本的な考え方

歴史的資産を活用し再生することは、都市や地域のアイデンティティを復活させることであり、個性豊かな都市づくりを推進する上で極めて大きな意味を持ちます。

福井市は、縄文時代からの遺跡を始め、古墳も多く分布し、古くから栄えた地域です。1471年(文明3年)に朝倉氏によって築かれた一乗谷地区は、一乗谷朝倉氏遺跡が国の「特別史跡」に、4つの庭園が国の「特別名勝」に、出土品が「重要文化財」指定されています。また、1575年(天正3年)に柴田勝家が北ノ庄に居城を構えて以降、1606年(慶長11年)に結城秀康が現在の位置に本丸を築城し栄えた城下町の基盤は今の都市づくりにも引き継がれています。

地域の歴史や文化を物語る貴重な歴史資産や寺社・仏閣、伝統的な家屋などは福井らしい都市づくりの資源と言えます。子どもから高齢者まで、すべての市民が郷土の歴史を学び、まちに対する愛着と誇りを高めるよう、このような資源を活用し、身近に歴史とふれあえる都市づくりを推進します。



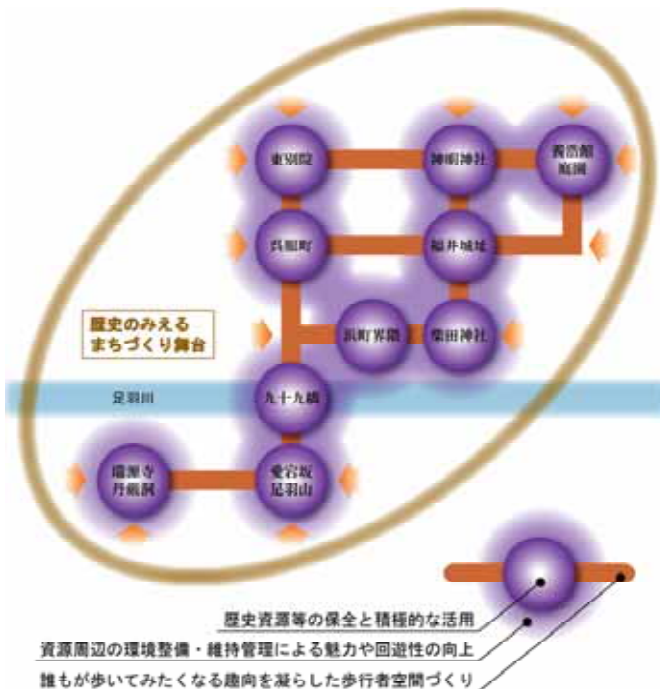
歴史のみえるまちづくりを支える拠点等

）整備・活用の方針

にぎわい交流拠点における歴史のみえるまちづくりの推進

本市は戦災、震災、水害の被害を受け、市街地では目にみえる歴史的な資産が少ないのが現状です。しかしながら、受け継がれている歴史は、市民のアイデンティティであり福井人の誇りでもあります。残された歴史遺産を、有効に活用し積極的に都市づくりに関わりを持たせることで、福井らしい魅力、もてなしを創造し、回遊性の高い都市づくりを進めていきます。

- ・福井藩主松平家の別邸であった名勝養浩館庭園、本丸の石垣と内堀が良好に遺存する福井城址、柴田勝家の北の庄城の故地といわれる柴田神社（北の庄城址）、多くの古墳や神社仏閣がある足羽山など、福井城下の歴史資源の保全と積極的な活用と、これらの周辺環境や歴史資源を結ぶルートの整備・維持管理に取り組み、市民や来訪者が気軽に歴史に親しむことができる環境を創出します。
- ・福井城址周辺では、福井城址の活用に関する検討を進めます。
- ・浜町界隈は、江戸時代は水運の拠点として、また明治期には料亭街とした栄えた歴史の面影を受け継ぎながら良好な景観づくりに取り組むなど、新たな回遊性を創造するもてなしの空間づくりを進めます。
- ・地域住民やまちづくり団体などが主体となったまちづくり活動との協働により、ライトアップやイベントの実施など、各拠点の特性を活かした魅力づくりを推進します。
- ・「語り部」の支援、子ども歴史クラブの育成など、歴史を活かしたまちづくりを推進します。



にぎわい交流拠点における
歴史のみえるまちづくりの推進イメージ

朝倉氏遺跡エリアの歴史的・文化的環境の保全と活用

- ・特別史跡に指定されている朝倉氏遺跡の周辺では、歴史的・文化的環境および自然環境の積極的な保全を図るとともに、中世の都市形態などを再現し、歴史体験ができる環境づくりを推進します。
- ・来訪者の滞在時間の増加を図るため、「水の駅」の整備に合わせて、周辺地区の歴史資源などの掘り起こしなどを推進します。
- ・地域住民との協働による景観づくりや特定景観計画区域の指定などに取り組み、朝倉氏遺跡周辺地区が一体となった固有の歴史的・文化的な景観整備を推進します。
- ・公共交通幹線軸と連携し市街地部とのアクセス性を高めます。

4 . 観光まちづくり

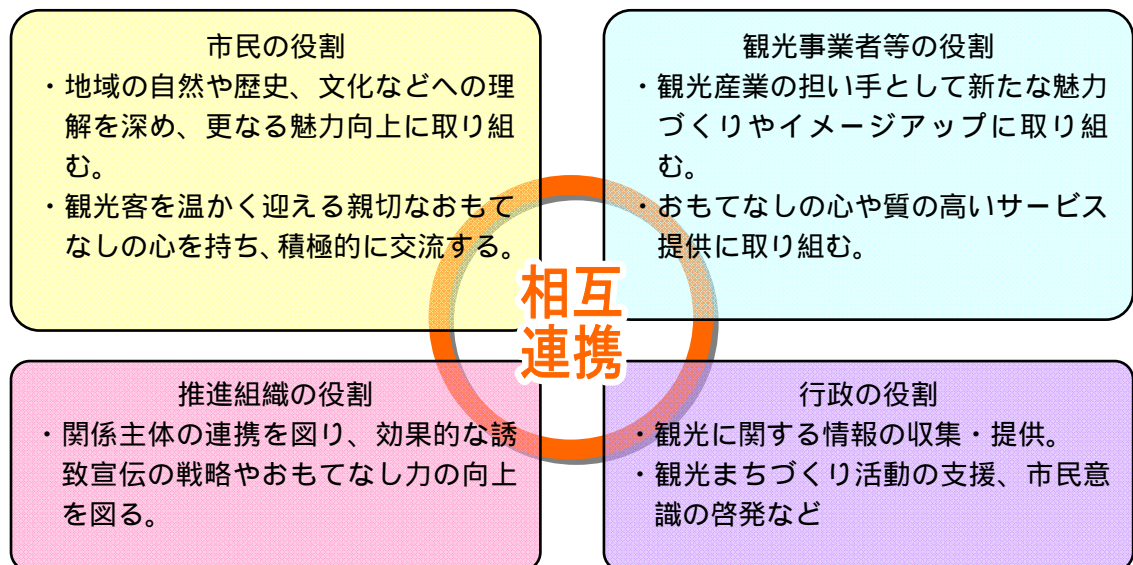
）基本的な考え方

平成 17 年 6 月の景観法の全面施行に続き、平成 19 年 1 月に「観光立国推進基本法」が施行され、観光立国の実現に向けて国を挙げて取り組もうとしています。また、観光の形態も変化し、近年では、個人旅行が主流となり、参加・体験型など地域固有の生活や文化に触れるニーズが増大しています。

福井市は、都市圏や県都の役割に加え、北陸地方の拠点都市として、魅力ある固有の都市力や地域力を高めていくため、観光に対する市民意識の醸成や各種プロジェクトの推進など、観光まちづくりを積極的に推進します。

）観光まちづくりの進め方

- ・観光まちづくりを実現するためには、市民、観光事業者や関係団体、推進組織、行政などが役割と責務を共有し、できることから自主的・積極的な取り組みを推進することが大切です。
- ・多様な主体が連携・協働することにより、これまで以上に多様な交流・連携を促進する都市力や地域力が育まれる効果が期待されます。



）観光まちづくりの方向性

新たな発想による魅力づくり

- ・参加・体験型の観光ニーズを踏まえた「新たな発想による観光素材」(農業体験や産業体験などに加え、地域の特徴的な生活様式や伝統文化、祭事、地域のまちづくり活動など)の発掘と磨き上げ。

周辺地域との広域連携の強化

- ・福井市の充実した観光基盤(頸・足・枕)と、市内及び周辺の観光地を結ぶ広域観光ネットワークづくりによる滞在型観光の実現。

観光基盤の充実

- ・「滞在したくなる魅力づくり」、「きめ細やかな観光情報提供」、「交通拠点機能の充実」など、観光基盤の充実による“観光拠点の福井”の実現。

